

会議記録

会議名	令和6年度 第2回 杉並区文化・芸術振興審議会
日時	令和6年12月9日(月) 午後5時58分～午後7時15分
場所	杉並区役所 東棟6階 教育委員会室
出席者	〔委員〕 曾田修司(会長)、朝枝晴美、谷原博子、米屋尚子、シライケイタ、柴田友敬、高田綾菜 〔区〕 文化・交流課長(渡邊)、文化・スポーツ担当部長(寺井) 〔事務局〕 文化・交流課
欠席者	後藤朋俊、小林真理、染谷真之介、日沼禎子
配布資料	資料1 令和6年度文化芸術活動助成金の審査結果及び令和7年度の助成金制度について 資料2 杉並芸術会館の今後の運営について 資料3 演出者協会との連携事業について 資料4 今後の文化・芸術振興審議会スケジュール(予定)について 参考資料1 令和6年度文化芸術活動助成金審査結果 参考資料2 令和6年度若手アーティスト文化芸術活動助成金審査結果 参考資料3 令和5年度助成事業のモニタリングについての報告(抜粋) 参考資料4 令和2年度杉並区立杉並芸術会館指定管理者募集要項 参考資料5 杉並芸術会館の今後の運営の方向性について
会議次第	〔議事〕 1 開会 2 議題 (1) 令和6年度文化芸術活動助成金の審査結果及び令和7年度の助成金制度について (2) 杉並芸術会館の今後の運営について (3) 演出者協会との連携事業について (4) その他 3 事務連絡 令和6年度 文化・芸術振興審議会開催スケジュール 4 閉会
主な発言	別紙のとおり

発言者	発言内容
	<p align="center">－ 開会 － (午後5時58分)</p>
文化・交流課長	<p><b>1 開会</b></p> <p>それでは、定刻より少し早いですが、令和6年度第2回杉並区文化・芸術振興審議会を開催いたします。</p> <p>本日は師走のお忙しい中を集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>なお、本日、後藤委員、染谷委員、小林委員、日沼委員からご欠席の連絡を頂いております。また、米屋委員と朝枝委員に関しましては、少し遅れる旨ご連絡いただいております。</p> <p>まず、配付資料の確認になります。次第の配付資料のとおり、資料1から資料4と参考資料1から5までとなっております。資料に不足等がございましたら、事務局の職員が参りますのでお申しつけください。皆様、大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、以降の議事進行につきましては曾田会長にお願い申し上げます。</p>
曾田会長	<p>では、これから議事の進行をいたしますので、皆様、ご協力のほどよろしくお願いたします。</p> <p>本日の審議会は、文化・芸術振興審議会条例第5条第4項に基づき、公開としております。傍聴人は今のところゼロです。</p>
	<p><b>2 議題</b></p> <p>(1) 令和6年度文化芸術活動助成金の審査結果及び令和7年度の助成金制度について(資料1)</p>
曾田会長	<p>次第に沿って進めてまいりますので、2番、議題(1)について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
文化・交流課長	<p>それでは、資料1を御覧ください。「令和6年度文化芸術活動助成金の審査結果及び令和7年度の助成金制度について」になります。</p> <p>まず、8月の助成金の審査部会の審査を経まして、審議会の委員に確認後、文化芸術活動事業につきましては68件の応募があったところ、25件採択させていただきました。また、下段の若手のアーティストに関しましては、29件応募があった中で、うち10件を承認させていただいた次第でございます。</p> <p>参考資料1と2が選ばれた実際の事業になります。</p> <p>承認した文化芸術活動事業の分野の内訳につきましては、音楽が6件、演劇が2件、伝統芸能4件、舞踊が3件、美術2件、映像1件ということで、音楽の申込みが多かったということもありまして、音楽が多い形になってはいますが、幅広い分野から承認できたと考えております。</p> <p>また、若手につきましては記載のとおりとなりますが、こちらにつきましてもバランスよく承認ができたかなと考えております。</p> <p>また、参考資料3は前回の審議会のときにご意見を頂きました助成事業のモニタリングについての感想等の抜粋です。</p> <p>文化芸術活動助成事業のうち、昨年につきましては25件採択があったのですけれども、うち9件について、アートサポーターという、すぎなみ地域大学の講座を修了した方々にモニタリングを行っていただいております。その方々に助成金事業を実際に見に行っていただきまして、レポートを書いていただいております。</p> <p>レポートに記載の項目は①から⑥になりますけれども、参加者や観客の状況、申請書に記載があった「事業の狙い」や「コンセプト」が感じられる内容であったかどうか、公演内容は入場料に見合った適切な内容であったかどうか、区の助成事業として適切な事業であったか、これは</p>

	<p>政治目的ですとか、宗教活動、公序良俗に反さないかなどを確認いただいたところです。また、来場者の反応や総合的な感想を書いているところでございます。</p> <p>下につきましては、この⑥の総合的な感想というところの抜粋になります。例えば1つ目の「音楽」につきましては、質の高いコンサートであったけれども、観客数と会場が合っていないのが気になったということです。</p> <p>また、2つ目の「演劇」については、助成金等を活用して十分なスタッフを配置していたため、運営側の細やかな気配りに感心したという感想を頂いているところです。</p> <p>また、3つ目の「その他」のところでは、例えば3つ目の黒ポチで、適切に人員配置がされていれば多くの人々に活動を説明し、もっと広い場所を借りて活動できたのではないかという視点でも見ていただいております。</p> <p>また、最後の黒ポチは、地域住民に来てほしい、役立ててほしいという事業コンセプトを掲げているのであれば、もうちょっと工夫したらどうでしょうかという少し厳しい意見も頂いているところでございます。</p> <p>これは、我々の助成金、税金を区民の方々が自らどのように使われているのかを確認いただくという区独自の取組になっておりまして、また、ここで頂いたモニタリングの結果につきましては、以前は審議会の部会のほうにも資料提供していたのですけれども、個人の感想になってしまう部分もございますので、今は、このモニタリングの結果につきましては我々事務局に提出いただきまして、事務局でこの助成金事業をつくり上げていくときに参考意見として、事業のスキームの中にフィードバックしている状況になります。</p> <p>(資料1)裏面を見ていただきますと、「令和7年度の助成事業について」というところで、基本的には今年度と同じような形で事業を進めていく予定でございます。</p> <p>その中で、先日の部会でご意見を頂いた「審査項目(案)」のところ記載の部分については少し変更してはどうかというご意見を頂きましたので、次年度に向けてはこの点を改善していきたいと考えているところでございます。</p> <p>特に大きなところで、令和6年度についてはこの文化芸術活動助成事業の助成金と若手アーティストの助成金、どちらにも応募が可能だったのですけれども、次年度は1つの助成金のみ申請可能としていきたいということで考えているところでございます。</p> <p>私からは以上になります。</p>
<p>曾田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>資料1の表が「令和6年度文化芸術活動助成金の審査結果」の概要がまとめてあって、渡邊課長からのご説明にありましたように、分野別にしましても結構多彩なジャンルに68件中25件の助成をしていると。若手アーティストのほうは今回初めて実施したわけですけれども、1事業当たり上限20万円、29件のうち10件ということで、これも10件の中身が非常に多彩であるということが言えるかなと思います。</p> <p>裏面に行きますと、来年度の助成金制度について、今年の基本的な枠組みは継承するのだけれども、一部、審査項目などで修正・改善を加えるという案が書かれておりまして、こういう予定で進めるという「審査項目(案)」となっていますね。両助成金に申請することはできないという変更があるというご説明でしたけれども、これについて何かご意見やご質問はおありになりますでしょうか。</p>

	<p>通常の助成金1,000万円、25件、1件当たり40万円というのと、それとは別に1件当たり20万円10件、全体で200万円という若手アーティスト助成がありましたけれども、身近に区民の方で何かご意見をお聞きになったとか、ありませんでしょうか。</p>
高田委員	<p>学校に勤めている者で、少し思ったことですが、この若手アーティストの助成金に関しては、学生にも活用してもらえたらと思って結構お知らせは学校内でしたのですけれども、学生がまとまって何かやろうとしたときに、バックの組織がしっかりしていないといけないというのがあるので、みんな結構学校の授業内とかの、うちでいうと例えばどこかを借りて展示を行うみたいところで使えないかとみんな結構考えたりしたのですけれども、このどちらもそうなのですけれども、助成金の要項の中に「学校教育活動の一環として行う事業は対象外」と書いてあるので、今回活用することができなくて、その辺の、いろいろな理由があると思うのですけれども、何かございましたらお教えいただきたいなと思います。</p>
文化・交流課長	<p>学校教育に関しては学校教育の中でやっていただくという形ですが、学生が申請してはいけないということではないので、皆さんで集まっていたいて、授業の中の一環として出す分には対象にはなりませんけれども、例えば自主的な活動の中でご提案いただく分には対象になってきますので、ぜひその辺りはご活用いただければと思います。</p>
高田委員	<p>私たちがいろいろ学生を指導しながらそういうのを提出させたりとかして、活用していくのは問題ないということですか。ちょっと難しいなと思って、今回は提出しなかったのですけれども。</p>
曾田会長	<p>年齢が幾つだとか、関係あるのですか。</p>
文化・交流課長	<p>個人であれば、39歳以下、団体も代表者が39歳以下であれば申請は可能です。</p>
曾田会長	<p>下限のほうは18歳とか、ないのですか。</p>
文化・交流課長	<p>下限は特段設けてはいないです。なので、そこに関しては問題ないかなと思うのですけれども、どこまでが授業で、どこまでが自主的な活動かと線を引くのはなかなか難しいかなと思うのですけれども、自主的な活動の中で先生も巻き込んでというのは問題ないかなと思います。</p>
曾田会長	<p>自主的な活動だということが分かるように書いていただければということですよ。</p>
文化・交流課長	<p>申請書の中に教員と一緒にみたいなことが書かれてしまうと、ちょっとグレーな部分になってきてしまうかなと思うのですけれども、その取組をする一環の中でアドバイスをさせていただく分には問題はないかなと思います。</p>
高田委員	<p>この内訳を見ていると、音楽とか演劇とかは結構いらっしゃると思うのですけれども、美術が少ないのかなと思っています。女子美さんも杉並区にあたり、うちも杉並区にあって、美術をやっている学生は杉並区は結構多い気がしているのですけれども、その辺をうまく学生も巻き込めていけたらいいかなと思っています次第です。</p>
曾田会長	<p>そうしますと、資料1の裏の「令和7年度の助成金制度について」を見る前に、参考資料1、参考資料2のラインナップを見ていただいて、何か感想、ご意見があればお願いしたいと思います。</p> <p>それから、若手助成については今回が第1回ですので、これを見て参考にして、次年度以降、どういう団体が、あるいは個人でもいいのでしょうかけれども、申し込んでいらっしゃるかというところで方向性がかなり決まってくるかなという気はしますね。だから、第1回目としてはトライアルということで考えていただければ、あるいは参考にする事例</p>

	<p>として捉えていただければいいのではないかと思います。</p> <p>では、特に個別にご意見を頂くということはいたしませんので、この参考資料1、2を横に置いておきながら、「令和7年度の助成金制度について」を見ていただいて、変更部分を太字とアンダーラインで示してあるということだと思いますので、それについて何かご意見その他があればお願いします。</p>
事務局	<p>太字の部分は新設になります。「※」がついているものは削除しているものです。</p>
シライ委員	<p>「社会貢献的な要素があるか」がなくなって、「社会課題に対する取組があるか」が新設ということですね。</p>
文化・交流課長	<p>部会のご意見を踏まえまして。補足の説明になるのですがけれども、若手アーティストが今回10件、審査して承認しているのですがけれども、20万という金額が妥当かどうかというのは今後考えていかなければいけないかなど。なかなか若手で20万使い切らない方々の申請もあつたりして、もったいないなと思っているところもありますね。</p>
谷原委員	<p>使い切らない。</p>
文化・交流課長	<p>そうです。20万が上限で、10分の10なのですけれども、残念ながら20万使わない方がいらっしゃいます。</p>
曾田会長	<p>それも2年目で、1年目を参考にして、使い方をよく考えて出していただければいいのではないかと思います。</p> <p>あと、参考資料3のところでも話題になればと思ったのですが、助成金を受けた方の感想というか、報告はどのように表に出てくるのでしたか。</p>
文化・交流課長	<p>以前は助成金を受けた方々の感想をホームページで公開していたのですがけれども、コロナで1回やめてしまったのです。これに関してはもう一度外に出していこうということになっていますので、年度でまとめましてホームページには掲載していこうと考えております。</p>
曾田会長	<p>これはどこかの時点でこの審議会にも出していただけるといいかなと思います。</p>
文化・交流課長	<p>分かりました。</p>
曾田会長	<p>特に若手アーティストは、どこが助成金によってできた部分で、あと、要望としてはどういふことがあるのか分かるかと思っております。</p>
文化・交流課長	<p>またご連絡いたしますが、3月にこの審議会を開催する予定ですがけれども、そのときに令和6年度の事業に関しては全部終わり切っていないのですけれども、途中経過であればお出しできますので、そのときにまたご報告をさせていただければと思います。</p>
曾田会長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>参考資料3ですけれども、アートサポーター講座修了生というのはどのぐらいいらっしゃるのですか。</p>
文化・交流課長	<p>10月に、アートサポーター講座とは違いますが、文化事業モニター養成講座としてシライ芸術監督にも講師をしていただきまして、こういうところを見たらいいよというようなご協力を頂いたところです。アートサポーターの人数が減ってきてしまったので、今年度、少し受講生を増やしたというところで講座を開催しました。アートサポーターの人数に関しては確認していますので、少しお待ちください。</p>
谷原委員	<p>この制度は創設のときから関わらせていただいている、審議会の中でもそういう声が出て、区民の人たちがどう思っているかは重要だよねという話から続いていて、多分独自の取組のヒアリングの仕方、私はすぐこれは評価できる取組ではないかなと思っています。おっしゃった</p>

	<p>みたいに、専門家の皆様が審議するときの助成金に左右されずに、どういった区民の方々の本当に率直な、参加する側からどういうということ</p> <p>を事務局側が共有するというので私はいいのではないかなと感じております。</p>
文化・交流課長	<p>アートサポーターですが、令和5年の2月の段階で38人の登録があります。38人の登録があつて、9人の方々にモニタリングに行っていたので、人数的には何とかなっているかなとは思っています。</p>
曾田会長	<p>38人の方は、継続しようという気持ちがあれば継続されるということですか。</p>
文化・交流課長	<p>そうですね。</p>
曾田会長	<p>毎年？</p>
文化・交流課長	<p>はい。</p>
曾田会長	<p>分かりました。あまり広げる必要はないかもしれませんが、継続して続けていただくといいかなという気はいたします。</p> <p>ここまで、今年度の助成実績と来年度の助成金制度のご報告についてご意見を伺っているわけですが、他に何かよろしいですか。</p>
高田委員	<p>若手アーティストの助成金に応募してくださっている方というのは、大体どのくらいの年齢層の人が多いか分かったりしますか。</p>
文化・交流課長	<p>今、手元に資料はないのですが、我々が考えていたよりも意外に高く、30代後半の方々が多かったです。</p>
高田委員	<p>10代、20代だと、20万円を使った事業をやるとというのがそもそもハードルがあるかもしれないなど、さっき金額の話聞いていて思いました。</p>
シライ委員	<p>書類を書くのがまた……。</p>
高田委員	<p>そうですね。ハードルだと思います。</p>
シライ委員	<p>僕の体験だと、初めて書いたのが30代後半ですが、それでもどう書けばいいかすごく難しかったですね。</p>
文化・交流課長	<p>若手をどこまで捉えるかというところで、前は39歳というところに線を引いたのですが、ここはまた考えていってもいいのかなと思います。もうちょっと申請をしやすくする。でも、一方で税金を使うので、そこは担保していきたいというところをどうバランスを取っていくかというのはこの助成金制度の課題かなと考えております。</p>
米屋委員	<p>審議したのが大分前なので記憶があまりはっきりしていないところがあるのですが、2点、皆さんと共有したいなと思っています。</p> <p>若手アーティストに関しては、今、年齢のことでご指摘があったみたいに、採択された方は結構30代のしっかり上のほうで、講師もしているみたいなレベルの方が混じっています。それはきちんと書類を書けないからだよという話が出ていたのですが、だとすると、若手のアーティストはお金の支援ではなくて、企画をどう実現するかというプロセスへの支援のほうがひょっとすると大事なかもしれないという印象を持ったのが1点。</p> <p>もう1つは、太字で下線がある中に「社会課題に対する取組があるか」というのが加点対象項目には挙がっていますが、応募された中に、子どもたちに音楽を聞かせたいとか、動物愛護のチャリティ企画というものがあつて、こちらとしてはむしろ新しい創造のためのチャレンジを期待していたのに、ふだん機会の少ない人に提供することが第一目標みたいな企画が若干上がっていて、それだったら割と誰でもできるのというような、お金さえあればできるでしょうというものは別に期待していないので、そういう点でも加点項目としてこれを残すのがいいのかなどは分かりませんが、それもあつて、「創造性に富んでいる</p>

	か」というところの配点を2倍にさせていただいたと。なので、チャレンジを期待していますというメッセージを出したほうがいいのではないかなというのが審査のときに出た感想でした。
曾田会長	<p>ありがとうございました。大変重要なところをご指摘いただいたと思います。「創造性に富んでいるか」というのが2倍になっているところの意図というか、そこを酌んで応募してくれる人が増えるといいなということだと思います。</p> <p>米屋委員にお聞きしたいのですけれども、セゾン文化財団のようところは若手支援は年齢を区切っていましたか。</p>
米屋委員	あったのではないのでしょうか。今ちょっと詳しく覚えていないですが。
シライ委員	かつてジュニアフェローと言われていたものは35歳だと思います。それ以上はシニアフェロー。今は呼び名は変わりましたが。
曾田会長	<p>では、39歳というのは特に悪くないというか、かけ離れているわけではないと思いますので、初回のトライアルとしてはちょっとキャリアのある側の申込みが多かったということですが、2回目以降に期待したいということかと思えます。</p> <p>ほかに感想は何かございますか。よろしいですか。</p> <p>では、2番目の議題に移りたいと思います。</p>
	<b>(2) 杉並芸術会館の今後の運営について (資料2)</b>
曾田会長	「杉並芸術会館の今後の運営について」ということで、事務局からお願いいたします。
文化・交流課長	<p>それでは、資料2を御覧ください。また、併せて参考資料4と5も御覧いただければと思います。</p> <p>こちらはご報告も兼ねてになりますが、前回の審議会におきまして、この杉並芸術会館の運営についてどのような形がいいかというご意見を伺いまして、その中でこれまでの取組ですとか、取組の評価、また課題を踏まえた改善を行い、指定管理者での運営を継続していきたいと我々の中では検討しているというご報告になります。</p> <p>その理由が1番に書いてあるのですけれども、今回は新しい報告が2番になりまして、「募集要項の課題」というところで、これまで令和2年度の新しい事業者の公募の際に、なかなか事業者から手が挙がらないということが続いておりまして、令和2年度の前は1者のみ、令和2年度のときは公募も2事業者のみということで、ここのところほとんど新しいところから手が挙がらない状況が続いております。</p> <p>現指定管理者は非常に頑張ってくれていますので、区民のアンケートとかを見ましても非常に高い数値が出ているところではあります。新規事業者の参入を図るために、我々はこの間、いろいろな事業者にヒアリングを行ってきたところですが、ここに書いてある2点につきまして、多くの事業者さんから課題としてご意見を頂いたところになります。</p> <p>1つが、これは審議会でも非常に評価が高かったのですけれども、3分の1ルールというのを設けておりまして、区が事業に関しての経費の3分の1負担し、残りの3分の2に関しては事業者が国の助成金ですとか、あとは事業収入をもって事業をして、区が助成をした3倍の事業をしてくださいというのを要項の中で盛り込んでいる形になります。</p> <p>ただ、これは国の助成金をもらうことが前提になっている事業になっていまして、事業者さんにヒアリングしたところだと、例えば文化庁の助成金は1年度前が助成金の申請期間になりますので、新規参入事業者からしてみたら、まだ申請できる権利を持っていない。1年目に関し</p>

	<p>ではこの3分の1ルールがあることで、3分の2に関しては持ち出しになってしまう。また、助成金をとれないリスク前提の応募になってくるところがあって、この3分の1ルールというのは文化事業を進めていく上では有効なものにはなりますけれども、新規事業者の参入を図るという点ではここが1つ壁になっておりますので、これをどういう形で緩和していくのかというのは1つ課題かなと考えております。</p> <p>また、次の管理運営業務を引き続き1年以上行った実績というところで、これは記載のとおり、実績がないと手が挙げられないという形で、質を担保するためにもこういった表記をしているのですけれども、一方でバランスを少し取っていかなければいけないのかなというところがありますので、この辺りを見直していきたいと考えているところでございます。</p> <p>また、参考資料4の5ページにつきまして、この間、議会のほうでも非常にいろいろご意見を頂いている中で、5ページのけいこ場の1、2、3の使い方の黒ポチを見ていただくと、まず、けいこ場につきましては、稽古場なので「演劇、舞踊等の練習としての利用を優先する」。これは優先するのは大切なことかと思えますけれども、2番目に指定管理者の事業が入って、最後に「区民への一般貸出しを行う」という表記がされています。これにつきましても、そもそもけいこ場1、2、3に関しては、黒ポチの1番が優先されるのはもちろんのことですけれども、次に黒ポチの2番目を優先するべきなのか、区民の方々を優先するべきなのか、ここは考えていってもいいのかなというところで、今後、この募集要項を考えていく上で課題としているところでございます。</p> <p>今日この募集要項を全部この時間でお読みになっていただいて、ご意見をいただくというのは難しいかなと思いますので、何かお気づきの点があればぜひ事務局にご連絡を頂ければと思います。</p> <p>私からは以上になります。</p>
曾田会長	<p>結構中身がずっしりあるものですが、全部を今日決定するというのではなくて、方向性のご意見を頂いて、来年がこの指定管理者の募集ということだそうなので、そこに向けて募集要項を改定することについてご意見があれば、この場を出していただければということだと理解しております。</p> <p>まずは、今、「募集要項の課題」のところまで説明をしていただきましたけれども、確認をしておきたいのですけれども、指定管理者は5年に1回ということですよ。募集要項が出されていて、それに沿って応募を募ったんだけど、前々回は1者、前回は2者ということで、公募の可能性を広げておきたいというのが一方にあり、しかし実績は評価したいということもありという、バランスが大事だということですね。</p>
文化・交流課長	はい。
曾田会長	これについてですが、ご意見といってもすぐに頂けるかどうかということはあると思いますが、シライ委員はこれについてはいかがでしょうか。
シライ委員	座・高円寺に関しては、オープンから15年間同じ事業者がやっていて、中に入った身としては、同じ事業者がずっとやっていることの弊害ももちろんあるわけですがかといって、5年に1回替わっていくことが本当にふさわしいかという、これはこれでまたちょっと大変なのではないかと思うのです。だから、何とも言いがたい感じはありますね。
曾田会長	ここの検討事項の1番に、3分の1を区が負担して、それ以外は自前でやってくださいというルールになっているという、これがなかなか大変なことなので、それをやろうという意欲を持って、あるいはやれる力

	<p>を持っているところにお任せしなければいけないということがあるのですが、ほかの財源に「採択されない場合は、団体収支に大きな赤字が予測される」と書いてあるものに応募を募るとするのは、すごく無責任というか、そういう感じに一方では取れるということなので、3分の1ルールは、それはそれで今までの努力でそうなっているわけなので、そこは生かすとして、例外規定をどうつくるかということ、さっき渡邊課長のご説明では、壁とか、緩和する方法がないかということが説明の中で出てきましたので、何かの形で緩和するとか、例外規定をつくるということを考えていただく必要があると思います。</p>
米屋委員	<p>何点かありまして、まず、3分の1ルールですけれども、「文化庁からの事業助成や」という中で、文化庁の事業を担当している者としては、文化庁の予算が減らされていますので、継続性がある、なしにかかわらず、この3分の1ルールは見直していただきたいなと思っています。</p> <p>1つ考えられるのは、小学校4年生全員に無料招待というのが事業者の負担になっているのですけれども、これは本来、教育委員会がきちんと予算を担保すべきだと思いますので、そこだけ別枠にして後で調整するとか、そこは考えられるところかなというのが1点目でございます。</p> <p>もう1つ、採択する、しないというようにオール・オア・ナッシングとやるのではなくて、きちんと外部評価を入れていただきたいと思うのです。</p> <p>新潟市の「りゅーとぴあ」という劇場が、日本で唯一、Noism というダンスカンパニーがあって本拠地にしていまして、Noism の活動に対して反発もあり、継続できないのではないかと懸念もあった中で、ちゃんと外部評価委員を入れて、評価項目をきちんと立てて、透明性が出るような形で評価も公開しつつ存続するようになっています。</p> <p>だから、座・高円寺にしても、評判がいいよとか、モニターが公演を見て「よかったよかった」という割と感覚的なものではなくて、もう少し評価の観点をしっかりした上で外部評価を入れる。採択する対象どうこうというよりは、それをきちんと外部から評価して、区民に説明できる体制をつくっていただくほうが先決ではないかなと思います。</p>
曾田会長	<p>非常に重要な指摘を頂いているわけですけれども、現実問題としては、募集要項を改定するというのが一番今までの流れの延長線上にあるのですけれども、募集要項だけではなくて、指定管理者制度導入の考え方というものが別文書であるとか、そういうことにはならないのですかね。</p>
文化・交流課長	<p>今年度から新しく施設運営パートナーズ制度というのを区で作りまして、今までは指定管理者に全てお願いしていた部分を、ちゃんと区の職員も一緒になって取り組んでいきたいと思います。また、事業者に対しては区が目標としているSDGsなんかに一緒に取り組んでいただきたいと思いますという方針を打ち出しましたので、それに沿って我々も今後指定管理者と一緒に二人三脚で進めていければなどは考えているところです。</p>
曾田会長	<p>この審議会で今日もそういう議論をしているわけですけれども、議論したことが何か政策的に反映されるためにはどうすればいいのですか。</p>
文化・交流課長	<p>この審議会で頂いたご意見に関しましては、我々がそれを実際の募集要項に落とし込むですとか、何か仕組み、制度をつくっていくという形にいたします。</p>
曾田会長	<p>ということは、今日の議論が来年の指定管理者の募集要項にどのよう</p>

	に反映されたかというのをご説明いただいで、ここで賛成を頂ければいいという感じですか。
文化・交流課長	今日頂いたご意見は募集要項に落とし込みまして、3月の審議会のときにこんな形にしましたよというのはお見せしたいなと考えているところです。
曾田会長	では、そこのバランスというか、どのように公開というのと目標設定を両立させるかというのはどこも苦労しているところで、今日の議論は本当に重要な議論なので、杉並区としてはこうするという形にする作業は結構大変だと思いますけれども、3月にご提案いただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。 ほかにこの件で何かご意見はありますか。よろしいでしょうか。 では、次の議題に行きますか。
	<b>(3) 演出者協会との連携事業について (資料3)</b>
曾田会長	議題(3)「演出者協会との連携事業について」、事務局からお願いし ます。
文化・交流課長	それでは、資料3を御覧ください。「演出者協会との連携事業について」というところでご説明させていただきます。 まず、この演出者協会が議題に上がってきた経過からお話しさせていただきますと、座・高円寺の公演事業というのは、1に書いてございますように、NPOの主催公演と外部から公募の公演に、区がパートナーシップ協定を結んでいる劇作家協会から推薦があったプログラムをざっと3分の1ずつ行っている形になります。 この中で、座・高円寺の地域協議会という地域の方々に参加する協議会がございまして、そこから近年、このプログラムに関してレポーターが非常に固定化していて、なかなか敷居が高い状況になってしまっている、地域協議会の意見として、ぜひ地域に根づいた劇場になるように裾野を広げていくような事業を行ってほしいというご意見がございました。 この地域協議会からの意見を、今度、指定管理者、座・高円寺は学識経験者で集まっている運営懇談会という会議体がございまして、そちらのほうに地域の声を届けました。その皆様から、ちょうどシライ芸術監督がこの演出者協会の理事長も務めていらっしゃいますので、レポーター、プログラムが固定化しているということでしたら、せっかくシライ芸術監督が演出者協会の理事長を務めていらっしゃいますので、そういった方々のお力も借りながら事業を進めていったらどうかというご意見がありました。 それに関しては、この主催公演、公募公演、劇作家協会プログラムという3分の1ずつを単純に演出家協会のプログラムにすげ替えるのではなくて、演出者協会の皆様のお力をお借りしながら、例えば地域の市民劇をやられている方ですとか、中高生の演劇部と連携して、それをプロの方々のお力を借りて質の高い演劇に昇華して行って、座・高円寺という場を使って発信をしていったらどうかというご意見を頂いたので、我々はこの間、シライ芸術監督といろいろとお話をさせていただきながらお話を進めているところでございます。 すぐというわけにはいかないの、こういった地域の声をお聞きしながら、来年度のプログラムは今ほぼほぼ手が挙がって固まってきつつございますので、来年度ではなくて、令和8年度を目標にしてどういうことができるかを今考えているところでございます。
シライ委員	演出者協会の中では、会員にとっては本当によいお話なので、自分たちの演目を発表する場が増えるという意味では、そして、座・高円寺で

	<p>やれるというのは、特に若いアーティストにとっては次へのステップのためのサイズとしてもちょうどいいのですよね。100人ぐらいの規模から300人、400人の中劇場に行く間、小劇場と中劇場の間ぐらいで、座・高円寺というのはとても若手の登竜門として目標とされている劇場でもあるので、彼らにそういう場を提供するという意味では演出者協会としてははすごく好意的に、それはありがたいお話だということになっています。</p> <p>一方で、劇作家協会で今あるプログラムの枠組みを少し削って、演出者協会セレクションにということを経術監督として提案させていただく段で、劇作家協会とのお話、彼らもずっと自分たちがプライドを持って守ってきた枠組みですので、そこをうまく、将来的には別々に立てるのではなくて、現代演劇プログラムですとか、名前は分からないですけども、劇作家と演出家の協会と一緒にやっていたらと、今そういうふうに長い時間をかけて劇作家協会と話をしている最中です。ただ、一旦スタートとしては、「演出者協会セレクション（仮）」とついていますけれども、協会内で企画の募集を始めたところです。</p> <p>目標としては、実際に令和8年度の上演に至るときには、私のつもりでは混ざりたいなと思っているのです。あと1年半ぐらいありますので、その間に劇作家協会側とも建設的な話合いを重ねて、今、募集は別々に開始しているところですけども、何か一緒にやれたらいいなと。劇作家協会の劇作家が書いた作品を演出者協会の演出家が演出する、そして区民がそこに関わってくるというのが一番いいやり方、1つの目標として区側とも今そういう話をさせていただいているところです。</p>
曾田会長	<p>ありがとうございます。それは本当にそうなるといいなと思います。最初の説明で、提携公演が今3分の1ずつというお話があったかと思うのですが、特に文章的には書いていないですね。</p>
文化・交流課長	<p>そうですね。この1番のところで補足ということで、3つ公演をやっていますが、おおよそ3分の1ずつやっているようなイメージになります。</p>
曾田会長	<p>あと、座・高円寺の地域協議会というのは、いわゆる四大祭りなんかの協力関係のことを言っているのですか。それともほかにもいっぱいある。</p>
文化・交流課長	<p>四大祭りだけではなく、本当に地域の方々が座・高円寺に興味や、熱い思いのある方は誰でも参加していいよという場になっていますので、地域の方々が座・高円寺に対する思いを発表する場になっております。</p>
曾田会長	<p>それは、意見を片方から片方へ述べるというのは特に日常的にルートがあるわけではなくて、何かたまたまそういうことが出てきたときに。</p>
文化・交流課長	<p>たまたまになりますね。地域協議会というのはどちらかというと地域の中での情報共有の場ですとか、我々事務局に声を届けるような場になっておりますので、そこの中で我々に対してもっと地域に開かれた劇場にしてほしい、プログラムの固定化を見直してほしいというご意見を頂いた形になります。それを我々が事務局としまして、また運営懇談会にお届けしたという状況になります。</p>
曾田会長	<p>ということは、この審議会としては中立の立場で、お互いの意見が調整できることを期待しているということでしょうか。</p>
文化・交流課長	<p>もっと言いますと、座・高円寺はホールが3つありまして、1のホール、2のホール、阿波おどりホールということでそれぞれ目的がございまして、1のホールに関しては区民の皆様に質の高い演劇を供給していくホール、2は貸館として区民の方々が発表する場、阿波おどりホール</p>

	<p>に関しては阿波踊りの練習等に使うということで、ホール3つにそれぞれ目的があるという中で、このホール1が質の高い演劇を区民の方々に提供するという目的がある一方で、ここで公演されているプログラムはなかなか地域の方々も見に行く機会も少ない。これをどうやって増やしていくのかというのが今回地域協議会から頂いた意見の骨子になります。それに対して我々がこういうアクションを取りましたよというお話になってきますので、審議会の皆様にはこの座・1のホールをいかに区民の方々に開放していく方法があるのかとか、その辺りのご意見がもしあればお伺いできればと考えております。</p>
曾田会長	<p>連携事業の案が出てきていて、今後、調整するという事なので、調整に期待しているということで。</p>
文化・交流課長	<p>もっとこんなところも巻き込んだらどうかとかもしあれば、またご意見を頂ければ考えていきたいと思えます。</p>
曾田会長	<p>それでは、3番についてはそれでよろしいでしょうか。</p>
	<p><b>3 事務連絡</b> <b>令和6年度 文化・芸術振興審議会開催スケジュール（資料4）</b></p>
曾田会長	<p>その他、次第3、審議会スケジュールとなっておりますが、事務局からお願いいたします。</p>
文化・交流課長	<p>次の審議会につきましては年明けの3月を予定しております。ここにつきましては、資料4に記載の事業の取組状況のほか、今日頂きました意見等をまとめてご報告させていただければと思います。 私のほうからは以上になります。</p>
曾田会長	<p>それから、ちょっと私、手元に参考資料5というのがあるのに気がつかないでございまして、これは杉並芸術会館の指定管理者の募集要項をつくるのに参考にする資料として、過去のこの審議会等での意見がまとめであるものということでよろしいでしょうか。</p>
文化・交流課長	<p>そうなりますね。過去にこの審議会から頂いたご意見等をまとめまして、「○」に関してはプラスのご意見、「●」に関しては課題として頂いた意見になります。 例えば（3）の「●」に関しては、今後は中高生もターゲットにした事業をしていったらどうかというご意見を頂いている中で、先ほどの演出者協会との連携なども考えた形になります。</p>
曾田会長	<p>そうしますと、指定管理者の募集要項の中にいろいろな項目が新たに追加されるとして、本当は募集要項以外に募集の考え方のような基本的な文章があつて、それに内容としてはこれが入っているということが考えられるのではないかと思いますけれども。</p>
文化・交流課長	<p>そういったところですか、あとは審査の項目でこういったところに着目しながらいいところを伸ばして、課題となるところをクリアしていくのかというところで、こういったご意見をぜひまた頂ければと考えております。</p>
曾田会長	<p>では、今日の参考資料5が反映される形で、3月にご提案があることを期待しているとさせていただきますと思います。 この参考資料5も含めて、何か本日の議論の中でご意見その他ありますか。 せっかくですから、今日ご発言のなかった方もいらっしゃるのので、どの項目でも構わないので、少しご意見なり感想なりをお聞かせいただければと思います。 いきなりで恐縮ですが、柴田委員、いかがでしょうか。</p>
柴田委員	<p>この杉並区文化・芸術振興審議会というのは、芸術の範囲のどこまでを言うのかが2回目までなので分からなくて、最初は選考の話で、次が</p>

	<p>座・高円寺の話ですよ。大体その2つがベースなのですか。</p>
文化・交流課長	<p>文化・芸術に関わることであれば何でもご意見を頂いて全然大丈夫なのですけれども、1番に関しては区民の文化・芸術活動をどのような形で応援していくのかというところで、この助成金をどう活用していくのかというのがこの審議会が一番の議題に今のところなっていますが、それ以外の部分に関しては本当にご自由にご意見を頂ければと思います。</p> <p>たまたま今回は我々のほうで、この年度末に向けて杉並芸術会館の指定管理者の公募をどういう形でやっていくのかというのが今の我々の課題でしたので、今回はこれをご報告させていただいたものでございます。</p>
柴田委員	<p>ありがとうございます。まず、助成金についてですが、どのような配分でいくかというのを見させていただくと、展示部門が非常に少ない。演劇とかが多くて、ジャンルの美術は一般のほうであって、若い人のほうで写真が1件ですよ。私たちはどっちかという展示部門が多いものですから、選考するときに割合的に取るのか、そういうのは全然関係なく取っていらっしゃるのか、できたら美術関係がもっと増えるといいなと今回見させていただいてそう思いました。</p> <p>すみません。まだちょっと2回目なので、何をどういうふうにしたいのかが分からない部分もあるので。</p>
文化・交流課長	<p>申込み件数をお伝えしますと、例えば6件承認されている音楽については25件応募があったのですよ。美術に関しては4件応募があったうちの2件を採択している形になる。逆に言えば音楽は25件応募があったのですけれども、美術は4件しかないということなので、展示をやられている方々にこの助成金の情報がちゃんと届いていないということは1つ考えられます。せっきこのような助成事業をやっていますので、ちゃんと活用を考えている方々に情報発信していくというのが課題かなと考えているところです。</p>
柴田委員	<p>実はコロナの最中に私も助成金を頂いたのですけれども、あのときは100人までだったと思うのですよ。ただ、展示でいいのか、どうしようかものすごく迷って、郵送してくださいと書いてあったのですけれども、本当に最後まで助成金に応募していいのかどうかすごく迷って、電話したら「届けてもいいですよ」とおっしゃってくださったので、番号が100になっているから、多分本当にラストだったのだろうと思うのですけれども。だから、応募自体が敷居が高いと自分たちのときに思いました。</p> <p>あともう1つは、文化団体連合会がコロナでセッションを使えなくなったのですよ。会長の判断で一旦やめようということになったのです。セッションが空いているので使っていいですよということになったのですけれども、結果的に駄目で、永福町が無料の展示場ということで、今まで助成金が出ていた分が出なくて、全部自主運営だったのですけれども、それもなかなか入らなかったというか。だから、展示部門というのは厳しいのかなとそのときにすごく思いました。</p> <p>結果的には1回頂いて、セッションが改装のために使えなかった時間が2年間あったのですよ。2回やったのですけれども、1回だけ助成金を頂いた形でした。だから、その応募の要項も非常に大変でした。なので、ちょっとその辺のハードルが高いのかなと感じました。</p>
文化・交流課長	<p>先ほど若手のアーティストに関しては、なかなか申請のハードルが高いというご意見を頂いておりましたので、その辺りを我々も考えていければなと思います。</p>
曾田会長	<p>使っていただきやすいものになるといいですね。使う側も申し込む側</p>

	も慣れということがあるかと思しますので、ちょっと様子を見ていただければと思います。では、次に朝枝委員。
朝枝委員	<p>ちょっとこの議題とは離れるのですけれども、夏に「劇場へいこう！」ということで2つの作品を見させていただきました。それぞれ全然作風が違いますが、子どもたちが笑ったりだけではなくて、本当に真摯に劇場に向かっているのを見て、すごくいいなと思いました。</p> <p>そういう意味では、皆さんへいいものを届ける場としてホール1はとても機能しているのかなと思ったのですけれども、日常のところが私も分からなかったので、ちょっと考えながら行ってみようと思いますし、今初めて1と2の違いが分かったぐらいなので、これからはそのところを意識しながら見ていこうかなと思いました。感想だけで申し訳ないです。</p>
曾田会長	では、谷原委員。
谷原委員	<p>私も4年生の子どもたちと一緒にいったのですけれども、その部分、先ほどのお金は教育委員会がという話とかも、この審議会ならではの情報収集ができたところです。ただ、私は自分が担当している学校の子どもたちだったので、その後、帰って行ってからまた振り返りをして、11月の自分たちの学会会でどんなふうに生かしていくかというところまで考えているのは、まさに今やっている深い学びにつながっているもので、ものすごく大きな機会を頂いているなと感じさせていただきました。</p> <p>そういう点で言えば、今後は中高生をターゲットにした事業では、ぜひ中学生の演劇部の指導などの出前授業をしていただきたいなと思っています。昨日たまたま泉南中の演劇部の皆さんがご一緒する仕事をしていたのですけれども、演劇部の顧問の先生は国語の先生で、アナウンサーの私に指導に来てほしいというので、「いやいやいや」みたいな形で、やっぱり中学生はプロの人に会わせてほしいなと思っていますので、その部分、何とかかなえていただけたらありがたいなと思っています。</p>
シライ委員	そういう機会があってもいいですよ。ワークショップを中学、高校の演劇部に向けて。
曾田会長	<p>どうもありがとうございました。ぜひ学校教育と連携する形で、あるいは福祉などと連携していくようなきっかけづくりが助成金のプログラムでできるといいですよ。そういうことを目標にしているのだということが審議会でもアピールできるのではないかと思います。</p> <p>ほかに、既に発言されている方でも、もしまたご発言があれば。</p>
朝枝委員	<p>1つだけ。「オーロラの碑」が助成金でされて、とても好評だったと聞いています。この間、たまたまその市民劇団に出ている何人かに聞いたのですけれども、50代の方は50代の人なりに、70代の方は70代の人なりに、演劇に参加してとても楽しんでいらっしゃる姿があったので、その市民劇みたいところはこれからもアピールできるのかなと。特に杉並らしいものを題材にしてつくって、もちろん素人なのでなかなかうまくいかないかもしれませんが、とてもよかったなと思っています。</p> <p>もう1つ、荻窪高校の演劇部さんが今年、自閉症の子と一緒に舞台上に立ちながらやっていました。この間、「劇場へいこう！」でもデフの方がやっていたりとかして、そういう障害も垣根なしにできるようになるのだなということは芸術のいいところだろうなと思いました。</p>
曾田会長	ありがとうございました。2025年にデフリンピックが東京で開催されるそうです。東京都が文化プログラムに取り組むという計画がある

文化・交流課長	<p>ようですけれども、杉並区ではいかがでしょうか。</p> <p>前回の東京2020大会のときにはこの審議会からご意見を頂いて、杉並区としても文化プログラムを作成したのですけれども、今のところ東京都はこういった形で、デフリンピックに向けて文化プログラムを進めていくということです。東京2020大会のレガシーを受けて、デフリンピックも文化の祭典だということで取り組むと伺っております。</p> <p>我々としましては何かプログラムをつくるわけではないのですけれども、今、来年度の開催に向けて我々文化・交流課と日本ろう芸術協会でのいろいろな取組をしていこうということで企画を練っているところでございます。イマーシブシアターみたいな形で体験も入れながらと考えておりますので、今、企画の段階ですので、また少し煮詰まってきましたら審議会の皆様にもご報告をさせていただきながら、ご意見を頂いて進めていければと考えているところでございます。</p>
高田委員	<p>私もシライさんの「劇場へいこう！」に伺ったのですけれども、子どもたちがすごく楽しそうに見ていたのがかなり印象的でした。子どもの頃に劇場に行ったという経験がある子とない子とは、その後、大人になってからそういった文化に触れようと思うかどうかということに結構関係があると思うので、大人になって杉並に住み続けてくれたりしてくれたときにそういう劇場に関心を持ってくれる区民が増えるということを見ると、とても広い活動なのだなと思った次第です。</p> <p>先ほどの演出者協会との連携事業についてというところで少し思ったのですけれども、若手アーティストの文化芸術活動助成金のこととか、若手のほうではなくてもですけれども、助成金の要項を考えていくのはすごく難しいことだなと思ったのです。先ほど経済支援ではない支援方法があるのではないかとというお話も併せて思い出してしまして、座・高円寺でどのようにしていくかは私が今ぱっと言えないことではないのですが、そういった機会の支援みたいなものにつなげていける可能性があるのではないかなとこの資料5を読みながら思った次第です。</p>
文化・交流課長	<p>まさに今ご意見を頂きましたように、たまたま今、審議会の皆様のご意見を頂いて、この1,200万という金額に関して、1,000万は助成事業、200万は若手という形を充てています。ただ、この200万の使い方に関して、例えば今ご意見を頂きましたように、単純に20万あげるよという形ではなくて、我々は20万を負担するので、こういう支援ができるよという持っていき方もできるかなと思いますので、ご意見を頂ければぜひ我々も考えていければなと思います。</p>
曾田会長	<p>そうしますと、3月の次回の審議会、それから来年度にかけていろいろやるのが結構あるということですので、今後のことを含めて事務局からご連絡いただけますでしょうか。</p>
文化・交流課長	<p>次回の3月の審議会のときには、途中経過になるかもしれませんが、我々が今日頂きましたご意見につきましてこのような形でまとめられましたというご報告ができればと思っております。</p> <p>日程に関しましては、また調整の上、ご連絡させていただきますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。</p> <p>以上になります。</p>
	<p><b>4 閉会</b></p>
曾田会長	<p>では、本日の予定の議題は全て終了いたしましたので、以上で、令和6年度第2回杉並区文化・芸術振興審議会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
	<p>— 閉会 — (午後7時15分)</p>

## 令和6年度 第2回 杉並区文化・芸術振興審議会 次第

令和6年12月9日(月)  
午後6時から  
区役所東棟教育委員会室

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 令和6年度文化芸術活動助成金の審査結果及び令和7年度の助成金制度について
- (2) 杉並芸術会館の今後の運営について
- (3) 演出者協会との連携事業について
- (4) その他

### 3 事務連絡

令和6年度 文化・芸術振興審議会開催スケジュール

### 4 閉会

#### 【配布資料】

- 資料 1 : 令和6年度文化芸術活動助成金の審査結果及び令和7年度の助成金制度について
- 資料 2 : 杉並芸術会館の今後の運営について
- 資料 3 : 演出者協会との連携事業について
- 資料 4 : 今後の文化・芸術振興審議会スケジュール(予定)について
- 参考資料1 : 令和6年度文化芸術活動事業助成金審査結果
- 参考資料2 : 令和6年度若手アーティスト文化芸術活動事業助成金審査結果
- 参考資料3 : 令和5年度 助成事業のモニタリングについての報告(抜粋)
- 参考資料4 : 令和2年度杉並区立杉並芸術会館指定管理者募集要項
- 参考資料5 : 杉並芸術会館の今後の運営の方向性について

## 令和 6 年度文化芸術活動助成金の審査結果及び令和 7 年度の助成金制度について

## 1 令和 6 年度文化芸術活動助成金の審査結果

## (1) 文化芸術活動事業助成金

区分	内容
対象者 (主な要件)	直近 3 年以内（令和 3 年 4 月～令和 6 年 3 月）に、区内で主体的に広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を 2 回以上実施した実績を有する区民または団体
助成金額	1 事業当たり上限 40 万円（補助率 2 / 3）
承認/申請件数	25 件/68 件
承認事業 分野別内訳	音楽 6 件 演劇 2 件 伝統芸能 4 件 舞踊 3 件 美術 2 件 映像 1 件 その他 7 件※ （※太鼓とお芝居、建築、美術と音楽、映画、複合的舞台芸術等）
助成承認額	1000 万円

## (2) 若手アーティスト文化芸術活動事業助成金

区分	内容
対象者 (主な要件)	(個人)原則 39 歳以下で、杉並区に住民登録をしている (団体)①直近 3 年以内に 1 回以上の活動実績がある ②団体の代表者が 39 歳以下 ③構成員の 2/3 以上が 39 歳以下 または、団体の活動歴が 5 年以下 ④団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内
助成金額	1 事業当たり上限 20 万円（補助率 10/10）
承認/申請件数	10 件/29 件
承認事業 分野別内訳	音楽 2 件 演劇 3 件 伝統芸能 1 件 舞踊 1 件 美術 2 件 映像 1 件
助成承認額	200 万円

## 2 令和7年度の助成金制度について

令和6年度に引き続き、以下のとおり文化芸術活動事業助成及び若手アーティスト文化芸術活動事業助成を実施します。

名称	文化芸術活動事業助成金	若手アーティスト文化芸術活動事業助成金
目的	多様で創造的な文化・芸術活動を幅広く支援することで、区民の芸術鑑賞機会の創出を図る。	文化芸術活動を行う若手アーティストの活動を支援することで、区内の文化・芸術活動の担い手を増やす。
対象者	直近3年以内に区内で2回以上の活動実績を有する区民または区内団体	(個人)原則39歳以下で、杉並区に住民登録をしている (団体)①直近3年以内に1回以上の活動実績がある ②団体の代表者が39歳以下 ③構成員の2/3以上が39歳以下 または、団体の活動歴が5年以下 ④団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内
募集件数	25件程度	10件程度
助成額	1事業あたり上限40万円 (補助率2/3)	1事業あたり上限20万円 (補助率10/10)
審査項目 (案)	○事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性 <u>○区民に文化芸術に触れる機会を創出しているか</u> ○文化芸術活動としての継続性 ※「区民との関わりや地域への波及効果」を削除  【加点の対象となる項目】 ・「国際的・全国的に認められている活動か」 ・「杉並の地域で著名な活動か」 ・「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」 ・「 <u>社会課題に対する取組があるか</u> 」 ・「新規性のある活動か」 ※「社会貢献的な要素があるか」を削除	○事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性 ○文化芸術活動としての継続性 <u>○創造性に富んでいるか(配点2倍)</u>  【加点の対象となる項目】 ・「 <u>区民に文化芸術に触れる機会を創出しているか</u> 」 ・「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」 ・「 <u>社会課題に対する取組があるか</u> 」 ※「区民との関わりや地域への波及効果」、「社会貢献的な要素があるか」、「新規性のある活動か」を削除

※令和6年度は両助成金に申請が可能でしたが、7年度は一つの助成金のみ申請可能とします。

## 杉並芸術会館の今後の運営について

杉並芸術会館は、指定管理者による管理運営を行っていますが、令和7年度末をもって現在の指定期間が満了を迎えます。

今後も、更なる優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供を目指し、次期指定管理者の選定においては、文化・芸術振興審議会からのご意見や、これまでの取組みの評価及び課題を踏まえた改善を行い、指定管理者制度での運営を継続することを検討しています。

### 1 指定管理者制度の継続について

#### 満足度の高いサービスの実現

指定管理者のノウハウを生かしたサービスが提供され、利用者満足度が良好（令和4年度指定管理者制度の検証96%の人が満足と回答）である。

#### 【主な取組と実績】

- 芸術監督と連携の下、国内外から作品を集め公演する等、優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供した。
- 俳優、演出家、劇場スタッフなど劇場人の育成を目的とした演劇学校の運営を行い、多くの劇場人を輩出した（卒業生数165人）。
- 地元商店街や交流自治体と連携したマルシェを実施して好評を得た（累計166回）。

### 2 募集要項の課題

平成18年に指定管理者制度を導入して以降、同一事業者が指定管理者として選定され、利用者へ安定的なサービスが提供されてきた一方で、令和2年度の公募申込は2事業者のみとなり、新規事業者の参入を図るためには募集要項の改善が必要です。

検討事項	理由
事業実施にかかる経費の3分の1を区が負担について  ※募集要項 P.8 (3) 指定管理料①イ	区は事業実施に要する経費の3分の1以内で指定管理料を支払い、残りの3分の2については、指定管理者が文化庁からの事業助成や企業からの協賛金などを継続して獲得し、財源を確保している。助成金等が採択されない場合は、団体収支に大きな赤字が予測される。
管理運営業務を引き続き1年以上行った実績について  ※募集要項 P.14 ①応募資格エ	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に基づく施設又はこれに類する施設における芸術文化事業に関する業務及び管理運営業務を引き続き1年以上行った実績を有すること、または前述の実績を有する法人が共同事業体を構成する法人に含まれていること。」を応募資格としているため、対象事業者が限られてしまう。

## 演出者協会との連携事業について

区は杉並芸術会館を更なる地域に根差した劇場とすることを目指し、日本演出者協会と新たに事業連携協定を締結し、令和8年度から実施する提携公演事業に、「演出者協会セレクション（仮）」を追加することを予定しています。

### 1 事業連携協定に至る経緯

杉並芸術会館では、主催公演、公募公演等のほか、優れた舞台芸術の創造等を目的として区と日本劇作家協会が締結したパートナーシップ協定に基づき、劇作家協会プログラムを実施してきました。

令和6年度の「座・高円寺」地域協議会及び運営に関する懇談会において、杉並芸術会館が行う事業について「プログラムが固定化しており、より地域に根差した劇場に裾野を広げていくためにも日本演出者協会と連携し、公演のレパートリーを増やしていくのはどうか」とのご意見があり、連携について検討しました。

### 2 演出者協会との連携内容

「演出者協会セレクション（仮）」で公演する演目については、「座・高円寺」地域協議会等の意見も反映できるような仕組みを作り、より「区民の劇場」になるよう工夫していきます。

### 3 連携事業の開始時期

令和8年度の公演に向け、調整を進めていきます。

### 4 日本演出者協会について

#### (1) 設立目的

日本演出者協会は日本で唯一の舞台演出家の協会であり、日本の専門的演出家の社会的・経済的・芸術的地位の確立、芸術的能力の向上の為、研究、相互援助を図ることを通じて、日本演劇の発展に貢献することを目的とし、昭和35年4月に設立されました。令和5年8月にはシライケイタ氏が理事長に就任しました。

#### (2) 事業内容

演出家の諸権利を守り、相互に研修を重ね、親睦を図るための事業として、会報の発行、各種研究会ゼミナール、国際会議などを開催するほか、地域での演劇振興や新人育成に寄与すべく日本各地で、「演劇大学」、「日本の戯曲研修セミナー」、「国際演劇交流セミナー」、「若手演出家コンクール」を開講しています。

**今後の文化・芸術振興審議会スケジュール（予定）について**

令和6年度については、現時点で次のとおり審議会の開催を予定しています。なお、日程及び議題については変更となる場合があります。

日程等	主な議題
第3回審議会 令和7年3月予定	(1)令和6年度文化・芸術振興事業の取組状況について  (2)その他

令和6年度文化芸術活動事業助成金審査結果

参考資料1

	事業名	申請者名	ジャンル
1	阿佐ヶ谷アートストリート 2024	阿佐ヶ谷アートストリート実行委員会	美術
2	阿佐谷ジャズストリート2024	阿佐谷ジャズストリート実行委員会	音楽
3	あさがや能・狂言の会 第七回阿佐谷薪能	あさがや能・狂言の会	伝統芸能
4	ノーマライゼーションライブ 2024秋	一般社団法人福祉芸術支援協会	音楽
5	葉月ホールハウス企画グループ展[わたしのすきなひと]~you are my dearest~人物で表現する6人の美術家と3人の音楽家たち	葉月ホールハウス	その他 (美術と音楽)
6	演劇公演 オーロラの碑	演劇なかま高円寺	演劇
7	映画「お願いがひとつ、神様。」上映会	株式会社白線	その他 (映画)
8	Dance trip to God's own country~Kerala インド古典舞踊公演	ケララ企画	舞踊
9	第15回高円寺演芸まつり前夜祭 一花緑、高円寺と五代目柳家小さんを語る- (仮)	高円寺演芸振興協会	伝統芸能
10	狂言面づくし2	合同会社大蔵流狂言山本事務所	伝統芸能
11	古典廻し (古典廻さず、古典廻真打ち)	古典廻し	伝統芸能
12	全年齢で楽しむパペット・フィジカル・コメディショー	小心ズ	演劇
13	鑑賞例会 太鼓と芝居のたまっ子座「どうぶつ忍者太鼓」	杉並親子劇場	その他 (太鼓とお芝居)
14	杉並建築展2024	杉並建築展実行委員会	その他 (建築)
15	杉並フィルハーモニー管弦楽団 第27回定期演奏会	杉並フィルハーモニー管弦楽団	音楽
16	gallery full⇔empty 企画展シリーズ2024	代田橋アートコモンズ	その他 (美術の視点で企画を行うが、音楽、演劇、伝統芸能を軸としている)
17	アートであそぼう! 第7回できる。できない。じゃない! やってみるんだ! 展2024	できる。できない。じゃない! やってみるんだ! 実行委員会	その他 (展示・ワークショップ・ミュージカル等)
18	バッハと仲間の音楽会	東京バッハ合唱団	音楽
19	『花いそさんの記憶画』展	特定非営利活動法人 すぎなみムーサ	映像
20	野外×アート×まちなか トロールの森2024 (野外会場部門)	トロールの森実行委員会	美術
21	NEW ばか踊り 2024	ネイバーズグッド株式会社	舞踊
22	お寺でヨーデルコンサート♪永福寺Vo13	有限会社 桜企画	音楽
23	ダンス01・40周年記念公演『木曜日の木の男』	(有)ダンス01	舞踊
24	第8回 Shyn(シャイン) Harp Ensemble Concert ~4台のグランドハーブの調べ~	Shyn	音楽
25	全ての世代が楽しめる ファミリーキャバレーショー「はだかの王様2025」改訂新作	to R mansion	その他 (複合的舞台芸術)

## 令和6年度若手アーティスト文化芸術活動事業助成金審査結果

	事業名	申請者名	ジャンル
1	舞台「楽屋（裏）-The Underside Backstage-」	キムライヅミ	演劇
2	第三回高円寺K' Sスタジオプロデュース「仮面夫婦の鑑」	高円寺K's スタジオ	演劇
3	ベロニカ都登 オープンアトリエ展	桑原 麻貴	美術
4	小暮浩史ギターリサイタル	小暮 浩史	音楽
5	「よーびとおいしい台湾失恋旅。」in西荻窪	村田 唯	映像
6	東京ご自愛倶楽部演劇公演「PARK」	橘 カレン	演劇
7	西田秀己 写真展「遠く」	西田秀己	美術
8	TREFFPUNKT ～シカクテマアルイオトトヒト～	88	舞踊
9	Dancing in the valley 2024	Dancing in the valley 実行委員会	音楽
10	JapaundMORE 第一回公演「iMAGINE」	Japaund	伝統芸能

## 令和5年度 助成事業のモニタリングについての報告（抜粋）

助成事業のモニタリングは、承認された事業が申請時の計画書等に沿って実施されていることを確認する目的で行っています。

令和5年度は、文化・芸術活動助成事業のうち、11件についてアートサポーター（すぎなみ地域大学の講座「アートサポーター講座」修了生）等がモニタリングを行いました。

レポートの記載項目は以下のとおりです。

- ①参加者・観客状況
- ②申請書に記載の「事業の狙い」や「コンセプト」が感じられる内容であったか
- ③公演内容は入場料に見合った適切な内容であったか
- ④区の助成事業として適切な事業であったか（政治目的、宗教活動、公序良俗に反さない）
- ⑤ 来場者の反応
- ⑥総合的な感想

### 【⑥総合的な感想の抜粋】

#### ○ 音楽

- ・ 来場者は演奏者の熱心な演奏に次第に引き込まれ、演奏者はそれに応えさらに会場を盛り上げ、最後は会場に集った人々が音楽を通じてつながったように感じました。聴衆と演奏者が一緒につくり上げた素晴らしいコンサートでした。
- ・ 選曲も音響も良い、質の高いコンサートでしたが、観客数と会場があってないのが気になりました。

#### ○ 演劇

- ・ 演じるみなさんがなんとも玉石混交でしたが、脚本はよくできていて、みなさんが和気藹々と頑張っここまで来られたことが伝わりました。客席との一体感は、この演目で無くては出せないと思いました。
- ・ 会場は30～40人規模のキャパシティで、こじんまりとして良い雰囲気でした。子どもが観劇した際の集中力から考えても、50分程度の公演時間でちょうど良いと思いました。
- ・ 十分なスタッフ数を配置していた運営側の細やかな気配りに感心しました。

#### ○ その他

- ・ 教会や小さなホールでのこのような公演が、あちこちで開かれている杉並区であってほしいと思いました。
- ・ 当ジャンルの公演を生で見るのは初めてで、これまでに見たことのない独特の世界観があって面白かったです。
- ・ 適切に人員配置されていれば、多くの人々に活動を説明し、広い場所を借りて活動できたと考えられるところが残念でした。
- ・ 入口から衣装とメイクの華やかな出演者が出迎えてくれて、別世界に連れて行ってくれる感じでした。全体的に華やかな公演でした。
- ・ 知識がないとただだけではメッセージ性がなかなか理解できない事業だと思いました。地域住民に来てほしい・役立ててほしいというのであれば、工夫が必要かもしれません。

杉並区立杉並芸術会館  
指定管理者 募集要項

令和2年5月

杉並区

<目次>

1	公募の趣旨	1
2	公募の概要	1
3	指定管理業務の基本方針	2
4	管理・運営対象施設について	3
5	指定管理者が行う業務	4
6	管理運営に要する経費	7
7	業務に関する遵守事項	10
8	区と指定管理者の責任分担	11
9	大規模災害発生時の対応	12
10	管理責任者の指定	13
11	募集に関する事項	13
12	選定及び審査に関する事項	17
13	協定に関する事項	18
14	事業実施状況のモニタリング等	19
15	留意事項	20

○様式

- ・指定管理者指定申請書（様式1）
- ・事業計画書（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・共同事業体届出書兼委任状（様式4）
- ・募集要項に関する質問書（様式5）
- ・現地見学会参加申込書（様式6）
- ・辞退届（様式7）

○別紙

- ・区民ホール・阿波おどりホールの利用状況・利用料金一覧（別紙1）
- ・応募書類一覧（別紙2）

○参考資料

- ・「杉並区立杉並芸術会館の管理に関する基本協定書」（平成28年度～令和2年度）

[問合せ先及び応募書類の提出先]

杉並区 区民生活部 文化・交流課 文化振興担当  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7階  
電話 03-3312-2111（代表）3783（内線）  
FAX 03-5307-0683  
Eメール [bunka-k@city.suginami.lg.jp](mailto:bunka-k@city.suginami.lg.jp)

## 1 公募の趣旨

杉並区（以下「区」という。）は、「杉並区基本構想」実現のための具体的な道筋となる「杉並区総合計画」における施策の一つに「文化・芸術の振興」を掲げています。その施策のもと、誰もが優れた文化・芸術に親しめる環境を整備するとともに、地域の中で多様な文化・芸術活動が行われ、地域のにぎわいが醸成されるよう取り組んでいるところです。

杉並区立杉並芸術会館（以下、「杉並芸術会館」という。）は、前述の施策推進に向け、演劇、舞踊等の舞台芸術の創造及び発信並びに区民の文化活動の拠点となるものであり、開館以降、優れた舞台芸術を区民に提供するとともに、様々な文化・芸術活動の実施、練習及び発表の場として、また、阿波おどりの振興など、地域の個性と結び付いた文化・芸術活動の活性化等を図ってきました。

こうした杉並芸術会館の管理運営において、区では民間事業者の能力やノウハウを活用し、より効果的で効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項に規定する「指定管理者制度」を導入しています。本募集要項は現指定管理者の指定期間が令和2年度末をもって満了することに伴い、令和3年度以降の指定管理者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めたものです。引き続き、指定管理者による管理運営のもと、本施設が広く区民に質の高い文化・芸術に触れる機会を提供し、区民等が行う多様な文化・芸術活動の拠点としてさらに発展するとともに、地域のにぎわい創出が区内各地域に波及効果をもたらすことを期待しています。指定管理の応募に当たりましては、この点を考慮のうえ応募していただきますようお願いいたします。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設の名称

杉並区立杉並芸術会館（愛称：座・高円寺）

### (2) 根拠条例等

杉並区立杉並芸術会館条例（以下「条例」という。）及び杉並区立杉並芸術会館条例施行規則（以下「規則」という。）※杉並区役所公式ホームページで公開しています。

### (3) 指定管理業務の範囲

- ① 芸術文化の普及振興事業に関する業務
- ② 施設の運営管理に関する業務
- ③ 施設等の維持管理に関する業務
- ④ その他の業務

※詳細については4～7ページ「5 指定管理者が行う業務」の(1)～(4)を参照してください。

### (4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### (5) 公募及び選定方式

公募型プロポーザル方式により、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーシ

ョン・ヒアリング審査)を行います。一次審査により、適切な管理を行うことができると認められる3者以内の提案を選定し、二次審査により、指定管理者候補者(以下「候補者」という。)としての順位付けを行います。

(6) 選定委員会の設置について

杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき、「杉並区立杉並芸術会館指定管理者候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置・審査し、候補者を選定します。選定委員会は6名の委員(学識経験者2名、地域住民1名、社会保険労務士1名の外部委員4名と区内部職員2名)で構成し、審査を行います。

(7) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、区の公式ホームページでも公表します。

(8) 指定及び協定の締結

区は、杉並区議会(以下「区議会」という。)の議決後に候補者を指定管理者として指定し、協定を締結します。

(協定の詳細については、18ページの「13 協定に関する事項」を参照してください。)

3 指定管理業務の基本方針

杉並芸術会館は、演劇、舞踊等の舞台芸術を創造し、発信するとともに、区民に対し、多様な文化活動の場と機会の提供を通し、地域に根ざした芸術文化活動の拠点施設となる役割を有しています。この役割を果たすために、以下のような基本方針としています。

(1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供

優れた舞台芸術をつくり出して、広く区内外に発信することにより、日頃、演劇や舞踊等の舞台芸術に接する機会の少ない区民に、鑑賞の機会を持ってもらうとともに、舞台芸術に対する関心を呼び起こし、愛好者の拡大と舞台芸術の振興に貢献します。

(2) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業の実施

将来の舞台芸術を担っていく子どもたちをはじめ、全ての年代の区民を対象として、演劇等、舞台芸術を中心に芸術文化への理解と見識を育むための教育・啓発事業等を多面的に実施することで、新しい文化活動を区に生み出し、発展させていくための事業展開を図ります。

(3) 区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場の提供

区では、世代を超えて、多くの人々が多様な文化活動を展開しています。こうした区民の文化活動のニーズに応えるとともに、区内の様々な文化・芸術活動の創造と発信のための活動を支援するために、区民自らが文化活動に参加し、交流する場を提供します。

(4) 地域の振興とまちづくりの視点を持った運営

杉並芸術会館の運営は、まちづくりと密接に関わっており、地域振興に重要な影響を与えるものです。そのため、指定管理者は、まちの一員としての自覚を持ち、阿波おどりの盛んな高円寺地域の個性と結びついた文化の創造と発信を行うとともに、地域のにぎわいの創出等、地域振興の視点を持った施設運営を行います。

(5) 区民との協働による施設の運営

杉並芸術会館が、地域に根ざした芸術文化の拠点施設となるためには、区民に愛され親しまれる施設となるとともに、区民の多様な意見が反映された運営が必要です。そのため、様々な場面での区民との連携に努め、区民との協働を進める視点を持って施設を運営します。

4 管理・運営対象施設について

(1) 施設の概要

- ① 開館 平成 21 年 5 月
- ② 所在地 杉並区高円寺北二丁目 1 番 2 号
- ③ 敷地面積 1,649.20 m<sup>2</sup>
- ④ 施設構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造  
地上 3 階・地下 3 階建て
- ⑤ 施設規模 建築面積 1,107.86 m<sup>2</sup>  
延床面積 4,977.74 m<sup>2</sup>
- ⑥ 施設構成 小劇場（座・高円寺 1）、区民ホール（座・高円寺 2）  
阿波踊りホール、稽古場 3 室  
楽屋、作業場 2 室、音響・映像作業室、カフェ、アーカイブ 等
- ⑦ 設備概要 電気設備、昇降機設備、給排水設備、空気調和設備、  
舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備 等



(杉並芸術会館HP)

※施設の概要については杉並芸術会館HPの「施設のご案内」を参照してください。

(2) ホール等の規模

施設名	規模、席数等
小劇場 (座・高円寺 1)	○面積 440 m <sup>2</sup> ○客席 基本形状 238 席 舞台のバリエーションにより 244~316 席
区民ホール (座・高円寺 2)	○面積 332 m <sup>2</sup> ○客席 固定席 256 席 最大 298 席
阿波踊りホール	○面積 160 m <sup>2</sup>
けいこ場 1 けいこ場 2 けいこ場 3	○面積 けいこ場 1 150 m <sup>2</sup> けいこ場 2 66 m <sup>2</sup> けいこ場 3 73 m <sup>2</sup>
作業場 1 作業場 2 音響・映像作業室	○面積 作業場 1 64 m <sup>2</sup> 作業場 2 49 m <sup>2</sup> 音響・映像作業室 14 m <sup>2</sup>
楽屋	○部屋数 小劇場用 4 室 区民ホール用 2 室

カフェ アーカイブ※ (演劇資料室)	○面積 カフェ 150 m <sup>2</sup> アーカイブ 32 m <sup>2</sup> ※アーカイブは座・高円寺HPのフロアマップ上では「書庫」と表示されています。
パブリックスペース	1 Fメインロビー、B 2 F 区民ロビー 他
その他	オフィス、トイレ、駐車場、自転車駐車場 等

## 5 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。

### (1) 芸術文化の普及振興事業に関する業務

- ① 演劇、舞踊等の優れた舞台芸術の鑑賞事業を企画し実施する。
  - ア 指定管理者自らが企画し、実施する公演を年に数回実施する。
  - イ 区民ニーズの高い舞台芸術団体等の招聘に努める。
- ② 芸術文化の普及・向上を図るための教育・啓発事業の企画と実施及び情報の発信と提供を行う。
  - ア 区民が舞台芸術をはじめとする芸術文化に接し、自ら創造活動に参加する環境を築き、発展させるための教育・啓発事業を実施する。
  - イ アーカイブを活用するとともに、インターネット等の多様なメディアを利用し、演劇資料等の芸術文化活動に関する情報収集と発信を行う。
- ③ 区民等が行う多様な文化・芸術活動を支援し、促進するために活動の場や機会を提供する。
  - ア 区民が等しく文化活動の機会と場を得られるように配慮しながら、区民が行う主体的な文化活動の場を提供する。
  - イ 区民等が行う多様な文化・芸術活動への支援や交流を促進する事業を実施する。

現在の芸術文化普及振興事業については  
杉並芸術会館HPの「ラインアップ」等  
をご参照ください。



(杉並芸術会館 HP)

芸術監督の設置（「杉並区立杉並芸術会館芸術監督の設置に関する要綱」に基づき設置）

舞台芸術の創造と発信という杉並芸術会館の役割を十分に発揮するために、芸術文化普及振興事業の企画及び実施についての責任と権限を有する芸術監督を設置します。

- ① 芸術監督は任期制とし、区が選任します。
- ② 芸術監督は、芸術文化の普及振興事業に関する基本方針及び事業計画を定めるとともに、指定管理者に対し、優れた舞台芸術の創造と発信を始めとする様々な芸術文化の普及振興事業が効果的に実施されるよう、適切な指導・助言を行います。
- ③ 指定管理者は、芸術監督と協議し、その承認を受けながら、芸術文化の普及振興事業を実施します。
- ④ 芸術監督の任期、役割等については、別途定めます。

(2) 施設の運営管理に関する業務

① 休館日、開館時間等

ア 原則として、年末年始（12月29日～1月3日）以外、休館日は設けない。ただし、指定管理者の提案により施設の保守点検等施設の安全性を確保する等、施設の運営上必要があると区が認めるときは、館内整理日又は臨時休館日を設けることができる。

イ 開館時間は原則として午前9時から午後10時までとするが、指定管理者の提案により事業の実施の都合や区民ニーズへの対応等の必要があると区が認めるときは、開館時間を延長することができる。

② 主な施設の運営基準

施設名	貸出し及び活用等に当たっての基準
座・高円寺1	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、演劇、舞踊等の優れた舞台芸術の公演を行うとともに、さまざまな舞台構成が可能である可変式ホールとしての特性と機能を生かした芸術文化の普及振興事業の場として活用する。</li> </ul>
座・高円寺2	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民等が行う多様な文化・芸術活動や集会、発表会、講演会等の場として貸し出す。</li> <li>他の公共施設との整合性を図るために、区の公共施設予約システム（「さざんかねっと」）に接続し、当該システムによる貸出しとする。</li> </ul>
阿波おどりホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿波おどりの練習場としての利用を優先する。</li> <li>阿波おどりの練習として利用しない日及び時間帯には、一般貸出しを行う。</li> <li>貸出しに際しては、「さざんかねっと」との整合性に配慮しつつも、防音機能に優れたホールとしての特徴を生かし、多様な区民ニーズに応える視点から、柔軟な区民利用の方法を工夫する。</li> </ul>
けいこ場1 けいこ場2 けいこ場3	<ul style="list-style-type: none"> <li>演劇、舞踊等の練習用としての利用を優先する。</li> <li>練習用として利用しない時間等については、舞台芸術の普及振興事業の場として活用する。</li> <li>空き時間等について、区民への一般貸出しを行う。</li> </ul>
アーカイブ (演劇資料室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーカイブは、演劇、舞踊等の関係図書や資料の保存、公開等、舞台芸術等の情報を収集し、保存し、提供する。</li> <li>カフェのスペースは、アーカイブの図書や資料の閲覧、芸術文化普及振興事業等にも活用する。</li> </ul>

③ 施設利用の手続等

施設の利用に関し、「②主な施設の運営基準」を踏まえ、以下の業務を行う。

- ア 施設等の利用申込の受付及び利用の承認又は不承認を行うこと。
- イ 利用の承認を取り消すこと、利用を停止すること、又は利用条件を変更すること。
- ウ 施設等を利用する上での必要な情報提供・助言を行うこと。
- エ 利用者及び利用団体が利用する際の安全確保に万全を期すること。
- オ ア～エの業務を遂行するために必要な人員及び専門スタッフを配置すること。

④ 利用料金の徴収等

指定管理者は、条例及び規則に規定する範囲で、利用料金の徴収等を行う。

- ア 条例及び規則に定める利用料金を利用者から徴収すること。
- イ 条例第6条に基づき、利用料金を減額又は免除すること。
- ウ 条例第7条に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。

⑤ 安全管理

- ア 災害や事故が発生した場合の、利用者等の安全確保のための対応を行う。
- イ 防災訓練・避難訓練等を計画的に実施し、災害対策や事故の防止等を行う。

⑥ 区民や関係団体との協働

指定管理者は杉並芸術会館を運営するに当たり、区民の多様な意見が反映されるよう、区が行う「杉並芸術会館運営に関する懇談会」（詳細は19ページ『14(2)「杉並芸術会館運営に関する懇談会」の開催と役割』を参照してください。)に協力すること。また、その他区民、関係団体との協働の視点を持ち、まちの一員として地域のにぎわい創出と地域活性化の効果をもたらすことができるような運営を行うこと。

(3) 施設等の維持管理に関する業務

指定管理者は善良な管理者の注意をもって、安全・衛生・機能の確保がなされるよう、以下のとおり施設等の適切な維持管理を行うものとする。

また、設備の故障等の緊急時には迅速に対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

① 施設及び設備の保守管理に関する業務

ア 建物の保守管理

仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。

イ 建築設備の保守管理

自動ドア、昇降機設備、シャッター等の日常点検、法定点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持する。

ウ 舞台関係設備の保守管理

舞台機構、舞台照明及び舞台音響について定期点検等を行い、その性能を維持する。

エ 備品等の保守管理

(ア) 備品

施設の運営に支障をきたさないよう、舞台備品、事務備品それぞれについて、管理（大型備品については保守点検も含む）を行う。破損、不具合等が発生したときには、速やかに区に報告する。

(イ) 消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な舞台消耗品、事務用消耗品を適宜購入し、管理を行う。不具合の生じたものに関しては、随時更新を行う。

② 施設の環境維持管理に関する業務

ア 清掃業務

施設の環境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行う。

(ア) 業務内容

日常清掃及び定期清掃を適切な業務計画に基づき実施し、床や壁、ガラス、照明器具その他施設内の各所に、ごみ、ほこり、汚れがない状態を維持する。

(イ) 留意事項

貸出し対象施設の清掃時間等については、施設利用者等の妨げにならないように配慮する。また、ごみ処分についても、周辺環境に配慮しながら適切に行う。

イ 保安警備業務

施設における事故や犯罪、火災等の災害の発生を警戒、防止し、施設利用者の安全を確保するとともに、施設・設備等の保全を図るため、保安警備業務を適切に行う。

#### ウ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努める。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに区に報告するとともに、必要な修繕を行う。

#### (4) その他の業務

指定管理者は、前述の(1)から(3)に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

##### ① 関係機関等との連絡調整等

ア 区との連絡調整のための会議、打合せ等を定期的に又は随時行う。

イ その他必要に応じて、区又は関係機関等との連絡調整を行う。

##### ② 自己評価・業務改善の実施

指定管理者は、業務の質と利用者への適切なサービスの向上を図るため、利用者からのアンケート実施等意見聴取を行うとともに、定期的に自己評価を実施し、結果を速やかに区に報告し、今後の業務に反映させるよう努めるものとする。

##### ③ 事業報告書等、区に対する必要な資料の提出

##### ④ 各種調査への協力等、本業務に必要な関係業務

#### (5) 自主事業

指定管理者は、条例で定める施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

### 6 管理運営に要する経費

杉並芸術会館の指定管理業務にかかる全ての経費は、区が支払う指定管理料のほか、利用料金収入、事業の入場料等の収入（主催事業収入、共催事業収入等）及びその他の収入をもって充てるものとします。

#### (1) 会計年度

管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

#### (2) 収入

##### ① 利用料金収入

###### ア 利用料金制の導入

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制を導入し、施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

###### イ 利用料金の額

利用料金の額は、条例で定めるものとします。

###### ウ 利用料金の収入年度

利用料金の収入年度は、施設等の利用日の属する年度とします。

###### エ 利用料金の減額又は免除

指定管理者は、規則第10条に該当する場合は、利用料金の減額又は免除を行うものとします。

オ 利用料金の不還付

指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとします。ただし、規則第12条に該当する場合は、既納の利用料金の全部又は一部を還付するものとします。

② 指定管理者が実施する舞台芸術の普及振興事業の実施に伴う収入

入場料、寄附金、企業協賛金、補助金等の収入は、指定管理者の収入となります。

③ 自主事業収入

自主事業収入は、指定管理者の収入となります。

ア 講座、催し物等事業収入

イ 物販事業収入

ウ 飲食店事業収入

④ 指定管理料（区が負担する経費）収入

(3) 指定管理料

① 指定管理料の内容

ア 施設運営・管理に要する経費

施設及び設備の維持管理経費（光熱水費、施設等の保守管理及び環境維持管理経費、小規模修繕費等）、人件費、事務費等の管理運営経費については、原則として区が負担します。

イ 芸術文化普及振興事業実施のための経費の一部

舞台芸術の公演、区民等への教育事業、舞台芸術の普及振興事業に係る経費について、負担限度額を定めた上で、事業実施にかかる経費の3分の1を区が負担します。上記以外の事業については、指定管理者が責任を持って行う自主事業とします。

② 指定管理料の金額

①アの施設運営・管理に要する経費の金額については、指定管理者から提出される運営・管理に係る事業計画書、収支予算書（2年目以降は各種報告書等による実績を含む）に基づき、区が査定した経費から施設・附帯設備・備付器具の利用料金の収入見込み額を差し引いた額とします。

また、同イの事業実施のための経費に対する負担金額については、指定管理者から提出される事業に係る事業計画書、収支予算書（2年目以降は各種報告書等による実績を含む）に基づき、区が支出対象事業範囲を定め、経費を査定します。イの事業実施にかかる経費のうち、区が負担する指定管理料を除く部分（全体事業経費の3分の2以上の部分）については、指定管理者が自らの責任において、企業協賛金や補助金等を積極的に獲得する等して、自主財源の確保に努めることにより調達するものとします。

なお、現指定期間における年間の指定管理料の限度額は次のとおりです。以下の金額を上限に提案してください。

施設運営・管理に要する経費：252,000千円（税込）
芸術文化普及振興事業実施のための経費の一部：47,000千円（税込）

③ 指定管理料の支払い

②で算定した金額を、指定管理料として会計年度ごとに別途締結する年度協定に規定します。区の支払いは四半期ごとの分割払いを原則とし、詳細は協定等で定めます。

④ 指定管理料の精算

施設等利用料金の収入と施設運営・管理に係る指定管理料収入の合計額が、施設・運営管理に係る経費総額を大幅に上回った場合、区と指定管理者でどのように配分するかについては、別途協議し協定に定めます。

ただし、指定管理業務を区が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用率の向上や経費の節減等指定管理者の経営努力により生み出されたと認められる剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する利用料金収入の減少等によって不足額が生じた場合も、原則として補てんは行いません。

(4) 支出

① 管理運営経費

指定管理者が行う維持管理・運營業務に伴う経費、外部委託したときの委託料等の経費、人件費、事務費、光熱水費、設備・機器等の保守管理費、清掃費、修繕費、その他管理運営に必要な全ての経費を含みます。

修繕費については原則として、1件につき130万円未満のものは、指定管理者が実施するものとし、130万円以上のものは、区が実施するものとします。指定管理者が実施する修繕・工事等にあたって、管理物件の改造、増築、移設、意匠の変更等を行う場合には、事前に区に協議し承認を得るものとします。

② 事業経費

事業実施に係る経費については、6-（3）①イのとおり、基本的に指定管理者が負担するものとし、区は限度額を定めた上で、事業実施に係る経費の3分の1を負担します。

区が負担する経費を除く部分（全体事業経費の3分の2以上の部分）については、指定管理者が自らの責任において負担することとし、事業収入や協賛金、補助金等、多彩な形態での資金確保に努めて調達するものとします。

③ 備品について

備品については、区の備品を使用するものとします。区の備品となっているものが使用不能となった場合の買い替えについては、区が対応するものとします。

なお、指定管理者は、自己の責任と負担において、新たな備品を購入又は調達できることとします。その場合は、あらかじめ区と協議をし、承認を得ることとします。

収入	支出
指定管理料(=要した経費-利用料収入見込額) ※指定管理料は見積をもとに年度ごとに査定します。	施設の運営・管理に要する経費 人件費、事務費、光熱水費、設備・機器等の保守管理、清掃費、修繕費(1件につき130万円未満のもの)等
施設利用料収入等	
指定管理料(経費の1/3) ※指定管理料は見積をもとに年度ごとに査定します。	芸術文化普及振興事業実施のための経費
指定管理者の自主財源 (事業実施に伴う入場料・寄附金・企業協賛金・補助金等)	
指定管理者の自主財源 (自主事業実施に伴う収入)	自主事業のための経費

(5) 経理と管理口座

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うに当たり、自身の団体と分離した会計帳簿書類、経理規定及び管理口座を設けて管理し、区からの要求がある場合は、経理書類を開示しなければなりません。また、区による監査業務を受けられるような体制を整えなければなりません。

7 業務に関する遵守事項

(1) 関係法令等の遵守

当該施設を運営するに当たっては、次に掲げる法令等の内容を理解し、遵守するものとします。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）ほか行政関連法規
- ② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）ほか労働関連法規
- ③ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）
- ④ 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成 25 年文部科学省告示第 60 号）
- ⑤ 杉並区立杉並芸術会館条例（平成 17 年杉並区条例第 52 号）
- ⑥ 杉並区立杉並芸術会館条例施行規則（平成 17 年杉並区規則第 129 号）
- ⑦ 杉並区立杉並芸術会館芸術監督の設置に関する要綱（平成 19 年杉並第 2318 号の 4）
- ⑧ 杉並区立杉並芸術会館運営に関する懇談会運営要綱（平成 19 年杉並第 3847 号の 4）
- ⑨ 杉並区立杉並芸術会館芸術文化普及振興事業費補助金交付要綱（平成 21 年杉並第 4621 号の 8）
- ⑩ 杉並区自治基本条例（平成 14 年杉並区条例第 47 号）
- ⑪ 杉並区個人情報保護条例（昭和 61 年杉並区条例第 39 号）
- ⑫ 杉並区情報公開条例（昭和 61 年杉並区条例第 38 号）
- ⑬ 杉並区行政手続条例（平成 7 年杉並区条例第 28 号）
- ⑭ 杉並区環境基本条例（平成 9 年杉並区条例第 3 号）
- ⑮ 杉並区環境及びエネルギー管理取扱要綱（平成 22 年杉並第 6962 号の 6 号）
- ⑯ 杉並区防災対策条例（平成 14 年杉並区条例第 9 号）
- ⑰ 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成 16 年杉並区条例第 17 号）
- ⑱ 杉並区暴力団排除条例（平成 24 年杉並区条例第 5 号）
- ⑲ 杉並区物品管理規則（昭和 39 年杉並区規則第 18 号）
- ⑳ 杉並区基本構想
- ㉑ 杉並区総合計画・杉並区実行計画
- ㉒ その他関係法令等

(2) 個人情報の保護及び情報公開

① 個人情報の保護（杉並区個人情報保護条例）

指定管理者は、個人情報の漏えいを防ぐとともに、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人

に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

正当な理由なく、又は不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、罰則が科せられます。

② 情報公開

指定管理者は、公の施設の管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

なお、情報公開に関する事項を基本協定書に記載するとともに、指定管理者に情報公開に関するマニュアルの作成を義務付けることとします。

(3) 従事者の適正配置

指定管理者は、施設を安全で効果的・効率的な運営、管理を行うための組織体制を構築するとともに従事者の確保及び必要な資格の習得、必要な研修を行わなければならないものとします。

(4) 業務の第三者への委託

原則、指定管理業務の全部または一部を第三者に委託（再委託）することはできません。ただし、指定管理業務の一部（清掃や警備といった個々の具体的業務）については、区の承認のもと再委託できるものとします。

8 区と指定管理者の責任分担

責任分担は、次の表のとおりとします。ただし、表に定める事項で疑義がある場合又は下表に定めのない事項が生じた場合は、区と指定管理者が協議の上、責任分担を決定します。

項 目		指定管理者	区
施設の運営・管理に関する業務、自主事業、その他（連絡・調整、調査・報告、記録の保管等）		○	
施設、設備の維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、警備、植栽、安全衛生管理、光熱水費、消耗品等の交換、調査・報告、記録の保管等）、環境保全		○	
芸術文化普及振興事業		○	（承認）
施設の 法的管理	使用許可、許可の取消し	○	
	目的外使用許可		○
利用料金制度に伴う料金徴収業務		○	
物品管理（修繕含む）		○	
施設の修繕	小規模修繕（1件130万円未満の修繕）	○	
	大規模修繕（1件130万円以上の修繕）		○
業務に係る各種保険加入		○	
利用者、周辺住民等からの苦情・要望等対応		○	（案件による）
区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	

事故対応（被害者対応、関係機関への報告等）	○	（案件による）
指定管理者の管理の瑕疵に起因する情報漏洩、犯罪発生等	○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等）	○	
災害復旧（本格復旧）		○
管理瑕疵責任	設計や構造にかかわるもの	○
	日常の運営や修繕にかかわるもの	○
指定解除による損害（指定管理者の責めに帰すべき事由による。）	○	
不可抗力によって発生した損害、損失及び増加費用	（協議事項）	
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、または指定期間途中において指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理者を辞退する場合等における業務引継ぎ及び撤収費用）	○	

## 9 大規模災害発生時の対応

### （１） 東京都帰宅困難者対策条例に基づいた対応

指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づいた周辺地域における住民との連携及び協力、事業所防災計画の作成及び周知、一斉帰宅の抑制、飲料水や食料等の備蓄、安否確認手段の周知等を行うこととします。

### （２） 区や区民への協力活動

指定管理者は、区の防災対策事業及び区民が行う応急対策、復旧及び復興に関する活動に協力することとします。

### （３） 施設利用者の安全確保

指定管理者は、施設利用者の安全を確保し、施設内の安全な場所に誘導することとします。また、人的被害があった場合は、応急救護を行い、区及び関連機関へ連絡することとします。

### （４） 被害状況の報告

指定管理者は、施設内と施設周辺の被害状況を調査し、区へ報告することとします。また、施設の一部又は全部が利用できなくなった場合は、指定管理者が施設利用者への周知や、施設の利用予定者に連絡を行うこととします。

### （５） 大規模災害発生時の施設利用

大規模災害が発生した場合、施設を災害活用拠点（帰宅困難者一時滞在施設含む）として区が利用または利用を決定した場合、指定管理者は、区から施設の引き渡し要請に基づき、区に施設を引き渡すこととします。

また、施設の引き渡しを行う場合、指定管理者は、利用可能場所を見直し、指定管理者と区で協議することとします。

(6) 災害対応の協力

指定管理者は、区から災害対応の協力について要請を受けた場合、施設の引き渡し後も、区が実施する災害対応に協力することとします。

(7) 費用負担

災害時の対応に伴う指定管理者の収入減や、時間外の機械設備運転に伴う燃料費、設備類の一時改変及び復旧費用、人件費の支出増への補てんは、指定管理者と区で協議することとします。

(8) 大規模災害により事業の継続が困難となった場合

大規模災害等により、電力使用量の削減その他施設の通常の運営に影響を及ぼす事態が発生する等の指定管理者の責めに帰すことができない不可抗力による事由で業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と区とで、事業継続の可否について協議を行うこととします。

10 管理責任者の指定

指定管理業務について総括的な責任を持つ、杉並芸術会館を代表する管理責任者（常勤で館長に相当する職）を指定してください。また、管理責任者が病気や事故等で業務を継続できない場合に備えて、あらかじめ副管理責任者（管理責任者の代行者）も指定してください。

11 募集に関する事項

(1) 公募選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりとします。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりスケジュールが変更となる場合がありますので、随時、区の公式ホームページをご確認ください。

募集要項の公開	令和2年5月7日（木）～令和2年6月26日（金）
現地見学会参加申込受付	令和2年5月7日（木）～令和2年5月22日（金）
現地見学会	令和2年5月25日（月）
募集に関する質問の受付	令和2年5月7日（木）～令和2年5月27日（水）
募集に関する質問への回答	令和2年6月上旬
労務・財務関係書類の受付	令和2年6月15日（月）～令和2年6月19日（金）
応募書類の受付	令和2年6月22日（月）～令和2年6月26日（金）
一次審査の結果通知	令和2年8月上旬
二次審査及び候補者の決定	令和2年8月下旬
指定管理者に係る議案提出・審査	令和2年9月中旬～
選定結果の公表	令和2年9月中旬
指定管理者指定の告示	令和2年10月下旬
業務引継ぎ・準備期間	令和2年11月～令和3年3月

基本協定及び令和3年度協定の締結	令和3年4月1日（木）
指定管理者による業務開始	令和3年4月1日（木）

※区議会が指定管理者の指定の議決を行わなかった場合又は否決した場合においても、区は、応募者が応募に関して負担した費用(候補者となった後の準備行為に関する費用を含む)は、一切補償しません。

## (2) 応募資格等

### ① 応募資格

応募者は、当該施設の管理運営業務を円滑に遂行することができる団体とし、次の応募条件を満たしていることとします。

ア 応募者は、法人格を有する単独の団体又は法人格を有する複数の団体により構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）であること。

イ 共同事業体で応募する場合は、必ず代表する団体（以下「代表団体」という。）を定め、共同事業体届出書兼委任状（様式4）を提出すること。

ウ 共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと又は、単独の応募者となっていないこと。

エ 応募者は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に基づく施設又はこれに類する施設における芸術文化事業に関する業務及び管理運営業務を引き続き1年以上行った実績を有すること、または前述の実績を有する法人が共同事業体を構成する法人に含まれていること。

### ② 欠格事項

次のいずれかに該当する団体（構成団体のうち一つの団体が該当する共同事業体を含む）は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

イ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当する団体

ウ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱別表の排除措置要件に該当する団体

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受け2年以上経過していない団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている団体

キ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない団体

ク 杉並区議会議員、杉並区長、副区長及び地方自治法第180条の5第1項及び第3項に定める委員会の委員又は委員が、代表者その他の役員である団体（区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く）

(3) 現地見学会の実施

施設の見学会を実施します。応募を予定している団体等は可能な限り参加してください。参加人数は各団体とも2名以内とします。共同事業体として参加される場合も、共同業体で2名以内とします。なお、募集要項は、各自で持参してください。

ア 開催日時 **令和2年5月25日(月) 午前10時から午前11時50分まで**

イ 場所 杉並芸術会館(座・高円寺)(杉並区高円寺北2-1-2)  
地下2階 阿波おどりホール

ウ 参加申込 **5月22日(金)午後3時までに**、現地見学会参加申込書(様式6)を、下記アドレスあてに送付してください。

電子メールアドレス [bunka-k@city.suginami.lg.jp](mailto:bunka-k@city.suginami.lg.jp)

(4) 応募手続等

① 募集要項等の公開

区の公式ホームページで公開しますので、各種申請書をダウンロードしてください。なお、窓口では配布しません。

② 質問の受付及び回答

応募を予定している団体から募集要項等の内容に関する質問を受け付けます。

ア 受付期間 **令和2年5月7日(木)から5月27日(水)午後5時まで**

イ 提出方法 質問書(様式5)に記入のうえ、下記アドレスあて、電子メールに添付して送付してください。電話等による個別の質問にはお答えできませんのでご注意ください。

電子メールアドレス [bunka-k@city.suginami.lg.jp](mailto:bunka-k@city.suginami.lg.jp)

送信メールのタイトルは次の「 」内のおりとしします。「 」は不要。 ○○は質問される団体名を入れてください。 「杉並芸術会館指定管理：募集要項質問(○○)」 上記と異なるタイトルによる提出は受け付けません。また、そのことによる不利益について、区は一切責任を負いません。
---

ウ 回答 質問と回答は、6月上旬に区の公式ホームページに掲載します。

回答内容によっては、本募集要項の追加または修正として扱います。なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については、回答しないことがあります。

③ 提出方法等

ア 応募書類は、持参または郵送とします。

提出先 杉並区 区民生活部 文化・交流課 文化振興担当(杉並区役所西棟7階)

住所 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111(代表)

## イ 受付期間

### ○労務・財務関係書類等について

令和2年6月15日(月)から令和2年6月19日(金)までの午前9時から午後5時まで

### ○その他の応募書類について

令和2年6月22日(月)から令和2年6月26日(金)までの午前9時から午後5時まで

※詳細は応募書類一覧(別紙2を参照してください。)

## (5) 留意事項

### ① 募集要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

### ② 応募者の失格

応募者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、失格とします。

#### ア 応募書類に虚偽の記載があった場合

#### イ 参加資格を満たさなくなった場合

#### ウ 審査の公平性・公正性を害する行為があった場合

特に、選定委員会設置から区が意思決定するまでの間、応募者(応募予定者の関係者含む)が選定委員及びこの募集に関わる区職員と故意(不正行為目的)に接触(現地見学会への参加、公募要項に定められた質問等の正当な行為を除く。)することを禁じます。ただし、現指定管理者による、現在の指定管理業務内における区職員との打合せ等については除きます。

#### エ 応募書類が提出期限までに提出されなかった場合

#### オ 前各号に定めるもののほか提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

### ③ 重複提案の禁止

応募1者につき提案は1件とします。複数の提案はできません。

### ④ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更又は追加することはできません。ただし、選定委員会が必要と認めた場合はこの限りではありません。

### ⑤ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

### ⑥ 区が提供する資料の取り扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。

### ⑦ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、書面にて辞退届(様式7)を提出することとします。

### ⑧ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

### ⑨ 応募書類の著作権等

応募者が提出する書類の著作権は、作成した応募者に帰属し、区が提示する設計図書等の著作権は区及び設計者に帰属します。

ただし、本事業において作業の進捗状況や選定結果等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、区は応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類は作成した応募者による特別な開示に関しての記載がない限りは、個人に関する情報等を除き、区に対する情報公開の対象文書となります。

⑩ その他

ア 応募書類の提出期限は厳守してください。期限を過ぎて提出した場合は一切受け付けません。

イ 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）への遅刻・不参加の場合は、失格となります。

1 2 選定及び審査に関する事項

(1) 選定方法

① 一次審査

一次審査は、応募者から提出された応募書類により行います。応募者多数の場合は、3者以内を通過者とし、ただし、応募者数にかかわらず、提案が一定の基準に満たないと認められる場合は不合格となります。結果については、全ての応募者に通知します。

② 二次審査

一次審査を通過した応募者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングにより行います。応募者は、提出した事業計画書等をもとにプレゼンテーションを行います。

③ 候補者の選定

選定委員会は審査結果に基づき、指定管理者の候補者を選定します。ただし、いずれの応募者も一定の基準に達しない場合、候補者を選定せず再度公募を行う場合があります。結果については、二次審査の対象となった全ての応募者に通知します。

(2) 選定基準（条例第14条第3項）

- ① 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。
- ② 舞台芸術に関する高度な専門的知識を有すること。
- ③ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。
- ④ 杉並芸術会館の効用を最大限に発揮するとともに、安定した質の高い芸術文化の振興事業を実施することができること。

(3) 評価項目

次の項目により評価します。

評価項目		
団体適正	○経営状況 ○労務管理の状況 ○劇場施設等の管理運営業務実績	
事業計画書	事業計画書の項目	
	1 基本方針	○指定管理業務に関する方針 ○組織体制及び人員配置 ○自己評価・業務改善の方法
	2 事業実施計画 (※1)	(1) 芸術文化普及振興事業 ○鑑賞事業 ○教育・啓発事業、情報発信 ○区民の自主的な文化活動への支援
		(2) 自主事業
	3 施設運営管理計画 (※1)	(1) 施設の運営管理に関する業務
		(2) 施設等の維持管理に関する業務
4 収支計画 (※2)	収入	利用料金、事業収入、その他
	支出	人件費、維持管理費、事業支出、その他

※1 4～7ページ「5 指定管理者が行う業務」を参照してください。

※2 自主事業を実施する場合は、事業計画書(様式2)の修正計画書の記載例を参考に、芸術文化普及振興事業と内容、経費等が区別できるように記載してください。

(4) 指定管理者の指定

区議会の議決後に、指定管理者を指定します。

区議会での議決を得るまでの間に、選定された候補者を指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合、一定の審査基準を満たした次の順位の候補者を区議会の議決を得て指定します。また、区議会の議決が得られなかった場合、候補者が応募手続きに関して負担した経費については、区は補償しません。

(5) 指定の手続きができない場合の措置

選定された候補者について、指定されるまでの間に事故等により指定の手続きが不可能となった場合、一定の審査基準を満たした次の順位の候補者を区議会の議決を得て指定します。

1.3 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

区議会の議決に基づき指定管理者を指定した場合、改めて、区と指定管理者が業務に関する条件や要求水準(業務仕様)について共通の認識を持つため、協議のうえ協定を締結します。協定は、指定管理期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごと

の事項を定めた「年度協定」を締結します。協定の発効は、指定期間の始期とします。

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当したときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、この場合においても、区は、応募者が応募に関して負担した費用(候補者となった後の準備行為に関する費用を含む)は、一切補償しません。

- ① 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 指定管理者としての応募資格を失ったとき、又は欠格事項に該当したとき。

1.4 事業実施状況のモニタリング等

区は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおり指定期間中にモニタリング及び実績評価を行います。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書を作成し、区に提出します。

なお、事業報告書の種類や書式、記載事項等については、協定において定めるものとします。

(2) 「杉並芸術会館運営に関する懇談会」の開催と役割

区は、地域住民、文化団体関係者、学識経験者及び有識者からなる外部委員による懇談会を設置し、年3回程度開催しています。指定管理者も懇談会に参加することとし、こうした場で幅広く意見を聴くことにより、事業の実施内容及び施設の管理・運営内容全般に対して区として評価を行い、芸術文化普及振興事業の充実並びに施設の適正な運営及び管理を図ります。

(3) 区によるモニタリング及び実績評価の実施

① モニタリング等の実施

区は指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、モニタリングを行います。

なお、実施時期や項目については、協定において定めるものとします。

② 実績評価の実施

区は指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、実績評価を行います。なお、評価項目や実施方法については、協定において定めるものとします。

(4) 評価の結果に基づく措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、区は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、業務の停止や指定を取り消すことがあります。なお、大幅な業務の改善を要する場合等にあっては、指定管理料を減額することがあります。

## 1 5 留意事項

### (1) 指定の取消し

区が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。この場合、指定管理者の損害に対して、区は賠償しません。

### (2) 事業の継続が困難となった場合

#### ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、区は指定を取り消すことができることとします。その場合、区に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。また、施設の運営に支障がないよう、新たに次期指定管理者が指定された場合には、業務の円滑な引継ぎを行うものとします。

#### ② 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議を行います。その結果、事業の継続が困難だと判断した場合、又は一定期間に協議が整わない場合には、区は指定を取り消すことができることとします。

なお、施設の運営に支障がないよう、新たに次期指定管理者が指定された場合には、業務の円滑な引継ぎを行うものとします。

### (3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

区及び指定管理者が誠意を持って協議するものとします。

### (4) 施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えることはできません。ただし、あらかじめ区の承認を受けたときは、この限りではありません。また、指定管理者の指定が終了したとき又は、当該施設に施した特別の施設等の使用が終了したときは、指定管理者が責任をもって原状回復することを基本とします。

### (5) 業務の引継ぎ

指定管理者に指定後は、指定期間の始期（令和3年4月1日）から円滑に事業を実施できるよう、各種印刷物作成や業務引継ぎ及び各業務の習得を行っていただきます。

令和3年3月31日以前に業務引継ぎ等に要した費用の負担については、区と指定管理者で別途協議することとします。

#### ① 協定発効までの期間の準備として、概ね以下の業務を行うものとします。

ア 現指定管理者からの業務の引継ぎ

イ 協定に基づく事業実施計画書の提出

ウ その他、区との連携・調整

#### ② 令和3年3月31日以前において、令和3年4月以降の、既に受け付けている、又は、承認している施設の貸館利用や令和3年度の公演事業、劇場創造アカデミー等実施が決定している事業については、原則として現在の指定管理者から引き継ぎ、次期指定管理者が

自らの責任と費用負担において、業務を実施する必要があります。

- ③ 設備・備品、帳簿等に関する業務の引継ぎについては、次期指定管理者が、現指定管理者又は区から確実に引継ぎを行って下さい。
- ④ 事業運営の準備及び業務引継ぎに関する期間、日程及びその方法については、現指定管理者、次期指定管理者及び区が協議して定めます。
- ⑤ 指定期間の終了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の運営に支障が無いよう、円滑な業務の引継ぎに協力し、必要なデータ等について提供するものとします。また、事業の実施内容にやむを得ず変更等が生じる場合には、利用者への十分な周知を図る等、円滑な業務引継ぎに努めることとします。

(6) 杉並芸術会館に関するパートナーシップ協定について

区は、杉並芸術会館で実施する活動について以下の2団体と相互協力のためのパートナーシップ協定を締結しています。

① 特定非営利活動法人東京高円寺阿波おどり振興協会（以下「振興協会」という。）

振興協会は東京高円寺阿波おどりの活動を統括する団体として、区及び指定管理者に協力し、杉並芸術会館に設置される阿波おどりホール等の阿波おどり関係施設を効果的に活用すること等を通じて、阿波おどり関係団体による阿波おどり関係施設の利用調整、阿波おどりの普及・発展を目的とした事業等に必要な事項等について支援します。

区は、振興協会が円滑に支援を実施できるよう、又、振興協会が中心になって開催する東京高円寺阿波おどりの準備のため、杉並芸術会館の施設の使用等、振興協会の活動に協力します。

② 一般社団法人日本劇作家協会（以下「劇作家協会」という。）

劇作家協会は演劇を中心に舞台芸術に関わる専門家が集まる協会として、区、指定管理者及び芸術監督に協力し、杉並芸術会館の目的を達成するために必要な助言、人材派遣、人材育成及び資料の提供等について支援します。

区は、劇作家協会が円滑に支援を実施できるよう、杉並芸術会館の施設の使用等、劇作家協会の活動に協力します。

(7) 共同事業体による提案

共同事業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同事業体の代表者を通じて行わなければなりません。また、区が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成員に対して行ったとみなすものとします。

(8) 事業実施計画書の作成

指定管理者は、本業務及び自主事業を実施するに当たっては、区と事前に協議を行った上で、年度ごとの事業実施計画書を作成し、区に提出するものとします。

(9) 応募書類は日本語を用いるものとし、また、通貨は日本円とします。

(様式 1)

指定管理者指定申請書

令和 2 年 月 日

杉並区長 宛

所在地  
申請者 名 称  
代表者 ⑩

下記のとおり、杉並区立杉並芸術会館の指定管理者業務を行いたいので、杉並区立杉並芸術会館条例第 14 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 管理を行う施設の名称	杉並区立杉並芸術会館
2 管理を行う施設の所在地	杉並区高円寺北二丁目 1 番 2 号
3 添付書類	本申請書のほか、指定管理者募集要項 別紙 2 応募書類一覧で指定された書類

受付年月日	整理記号
年	
月 日	

事務局記入

(様式2)

## 事業計画書

団体名

団体名は副本では記入不要

1 基本方針	
	<p>①公募の趣旨・指定管理業務の基本方針を踏まえた、指定管理業務に関する基本的な方針について記載してください。</p>
	<p>②指定管理業務の実施に当たっての組織体制及び人員配置（責任者（経歴含む）、常勤非常勤の別、人数、通常営業時と主なイベント時のシフト表、その他）について記載してください。</p>
	<p>③業務の質、サービス向上のための自己評価・業務改善の方法について記載してください。</p>

## 2 事業実施計画

①芸術文化普及振興事業の方針について記載してください。

②鑑賞事業の実施計画（内容・回数・方法等）について記載してください。

③教育・啓発事業、情報発信の実施計画（内容・回数・方法等）について記載してください。

	<p>④区民の自主的な文化活動への支援計画（内容・回数・方法等）について記載してください。</p>
	<p>⑤自主事業の提案について記載してください。</p>

※「2 事業実施計画」の項目②③④（内容によっては⑤）については、それぞれ提案の最後にその内容について下記のような簡潔な表にまとめたものを記載してください。

（記載する表の例）

No	事業名	内容	回数	開催時期	主催・共催等	料金	…

### 3 施設運営管理計画

①施設運営管理の方針について記載してください。

②施設の利用促進に向けた取組や工夫等について記載してください。

③施設の安全管理（災害時対応等）について記載してください。

	<p>④地域のにぎわい創出に向けた地域住民や関係団体との協働について記載してください。</p>
	<p>⑤施設・設備の保守管理、環境維持管理について記載してください。</p>

#### 4 収支計画(積算内訳)

##### ●芸術文化普及振興事業の収支計画 (千円)

科 目		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	計
収入	指定管理料						
支出							
収支差							

※各科目については、必ず内訳の積算書を添付してください。(書式自由)

##### ●自主事業の収支計画 (千円)

科 目		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	計
収入							
支出							
収支差							

※各科目については、必ず内訳の積算書を添付してください。(書式自由)

##### ●施設の運営管理の収支計画 (千円)

科 目		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	計
収入	指定管理料						
	利用料金						
	その他収入						
支出	人件費						
収支差							

※各科目については、必ず内訳の積算書を添付してください。(書式自由)

※収入及び支出の各科目は、適宜増やして作成してください。

(様式3)

令和2年 月 日

杉並区長 宛

	所在地	
申請者	名称	
	代表者	印

### 誓約書

(団体名又は共同事業体名)は、下記のとおり誓約いたします。

#### 記

- 一、 (団体名又は共同事業体名)は、杉並区立杉並芸術会館の指定管理者募集要項に定められた応募資格を全て満たしており、欠格事項には該当していません。
- 一、 指定管理者指定申請書及び添付書類の記載内容に相違ありません。
- 一、 (団体名又は共同事業体名)の責に帰すべき事由により、失格となり又は申請が却下されても異議はありません。

(様式4)

令和2年 月 日

杉並区長 宛

### 共同事業体届出書兼委任状

下記の団体は、杉並区立杉並芸術会館の指定管理者に応募するため、募集要項に基づき共同事業体を結成することを約し、以後、この共同事業体と杉並区との間における下記の事項は、下記代表団体に委任します。

なお、この共同事業体の当該指定管理者応募に瑕疵ある場合及び当該指定管理者に指定され、その業務遂行に伴い発生するこの共同事業体の債務については、各構成団体が連帯して責任を負います。

#### 記

共同事業体の名称	
共同事業体の代表団体 (受任者)	所在地 名 称 代表者 ⑩
代表団体とともに共同事業体を構成する団体 (委任者)	所在地 名 称 代表者 ⑩
	所在地 名 称 代表者 ⑩
共同事業体の成立の時期	
委 任 期 間	
委 任 事 項	1 指定管理者の指定の申請及び応募書類の提出に関する事 2 申請の取り下げに関する事 3 杉並区との協定の締結に関する事 4 指定管理料の請求及び受領に関する事 5 その他指定管理者と杉並区との間の協議に関する事

本書のほかに共同事業体の結成を証する書類(契約書、協定書等)の写しを提出して下さい。

(様式5)

令和2年 月 日

杉並区長 宛

団体名	
所在地	
担当部署	
担当者	
電話	
E-mail	

募集要項に関する質問書

下記のとおり、杉並区立杉並芸術会館の指定管理者募集要項に関して質問をします。

記

No.	質問事項
	※募集要項のページ、項目を具体的に指定して質問してください。

※質問書は、令和2年5月7日（木）から5月27日（水）午後5時までに、電子メールで提出してください。

※電子メールの件名は「杉並芸術会館指定管理：募集要項質問（団体名）」とし、メール送信後、担当まで送信の確認電話をお願いします。

事務局：杉並区区民生活部文化・交流課文化振興担当  
(杉並区役所西棟7階) 担当：馬場・田中・細川  
電話：03-3312-2111 内線3783  
E-mail：bunka-k@city.suginami.lg.jp

(様式6)

令和2年 月 日

杉並区長 宛

団体名	
所在地	
担当部署	
担当者	
電話	
E-mail	

### 現地見学会参加申込書

下記のとおり、杉並区立杉並芸術会館の指定管理施設現地見学会に参加したいので申し込みます。

#### 記

出席者	部署・所属	氏名
	※共同事業体の場合は個別団体名及び部署	

申込先：杉並区区民生活部文化・交流課文化振興担当  
(杉並区役所西棟7階) 担当：馬場・田中・細川  
電話：03-3312-2111 内線3783  
E-mail：bunka-k@city.suginami.lg.jp

(様式7)

令和2年 月 日

杉並区長 宛

申請者 所在地  
名称  
代表者 ⑩

### 辞 退 届

下記の理由により、令和2年 月 日付で行った杉並区立杉並芸術会館の指定管理者指定申請を取り下げ、選定を辞退いたします。

辞退の理由

区民ホール・阿波おどりホールの利用状況・利用料金一覧

別紙1

1. 利用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

単位:コマ※1

場所名	利用可能数	利用数	有料分	無料分※2
区民ホール(座・高円寺2)	1,003	903	767	136
阿波おどりホール	1,077	754	524	230

※1 利用区分「午前」、「午後」、「夜間」のそれぞれを1コマとする

※2 指定管理者による使用、行政による使用等

2. 利用料金

(円)

区分		利用料金					
		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)	延長利用 (1時間当たり)	
区民ホール(座・高円寺2)		平日	9,300	18,000	24,000	55,900	2,300
		土日祝	9,300	22,000	29,000	64,900	2,300
阿波おどりホール	阿波おどり・集会以外の利用	平日	6,400	8,500	8,500	26,600	1,600
		土日祝	6,400	10,000	10,000	29,600	1,600
	集会利用	平日	3,200	4,200	4,200	13,200	800
		土日祝	3,200	5,100	5,100	15,000	800

区分			利用料金(1時間当たり)
			9時～22時
阿波おどりホール	阿波おどり利用	全日	700



### 応募書類の作成・提出方法

- ①書類はすべてA4版の用紙を使用すること。A3版を使用する際はA4版の大きさに折り込むこと。
- ②4～19は番号順に並べてインデックスを貼り、A4縦版ファイルに左綴じにして6月19日までに提出すること。
- ③1～3、20～22は6月26日までに提出すること。その際、3、20は番号順に並べてインデックスを貼り、A4縦版ファイルに左綴じにすること。
- ④副本8部は書類全体を通して、応募者が特定できるような団体名称、ロゴマーク等に関し、あらかじめ空欄にするか、マスキングをして提出すること。
- ⑤3～19について、共同事業体で応募する際には当該事業体を構成する各法人の書類を提出すること。
- ⑥12～19について、経営実績が3か年に満たない団体にあつては、団体結成後の当該書類を提出すること。
- ⑦財務諸表の全ての作成を義務付けられていない場合は、収支決算書等、同様な書類を提出すること。
- ⑧20「事業計画書」（様式2）について
  - ファイル形式（Word、Excel、PowerPoint等）は問わないものとする。
  - 合計A4版15ページ以内とする。ただし収支計画の内訳積算書はページ数に含まないものとする。

(参考資料)

# 杉並区立杉並芸術会館の 管理に関する基本協定書

(平成 28 年度～令和 2 年度)

# 目 次

第1章 総則	
第1条 (本協定の目的)	1
第2条 (指定管理者の指定の意義)	1
第3条 (基本方針等)	1
第4条 (信義誠実の原則)	1
第5条 (用語の定義)	1
第6条 (管理物件)	2
第7条 (指定期間)	2
第2章 本業務の範囲と実施条件	
第8条 (本業務の範囲)	2
第9条 (業務以外の営業活動の禁止)	2
第10条 (甲が行う業務の範囲)	2
第11条 (業務実施条件)	2
第12条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	3
第3章 本業務の実施	
第13条 (本業務の実施)	3
第14条 (職員の配置)	3
第15条 (第三者による実施)	3
第16条 (管理物件の修繕等)	3
第17条 (安全管理)	3
第18条 (緊急時の対応)	4
第4章 備品等の扱い	
第19条 (備品)	4
第20条 (消耗品)	4
第5章 事業実施に係る甲の確認事項	
第21条 (事業計画)	4
第22条 (事業報告)	4
第23条 (業務実施状況の確認)	5
第6章 本業務の実施に係る評価及び改善勧告等	
第24条 (運営に関する懇談会の設置)	5
第25条 (業務の質の確保)	5
第26条 (改善勧告)	5
第7章 指定管理料及び利用料金等	
第27条 (指定管理料の支払い)	6
第28条 (指定管理料の変更)	6
第29条 (利用料金等収入の取り扱い)	6
第30条 (事業収入等)	6

第31条 (会計処理の原則)	6
第32条 (指定管理料の流用の禁止)	6
第33条 (指定管理料の返還)	6
第8章 損害賠償及び不可抗力	
第34条 (損害賠償等)	7
第35条 (一般的損害)	7
第36条 (第三者への賠償)	7
第37条 (保険)	7
第38条 (不可抗力発生時の対応)	7
第39条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	7
第40条 (不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)	7
第9章 指定期間の満了	
第41条 (業務の引継ぎ等)	8
第42条 (原状復帰義務)	8
第43条 (備品の扱い)	8
第10章 指定期間満了前の指定の取消し	
第44条 (甲による指定の取消し)	8
第45条 (乙による指定取消しの申出)	9
第46条 (不可抗力による指定の取消し)	9
第47条 (指定期間終了時の取扱い)	9
第11章 その他	
第48条 (権利・義務の譲渡の禁止)	9
第49条 (本業務の範囲外の業務)	9
第50条 (書面によることの原則)	9
第51条 (協定の変更)	9
第52条 (責任の負担)	9
第53条 (疑義についての協議)	9
第54条 (裁判管轄)	10
別紙1 用語の定義	11
別紙2 管理物件	12
別紙3 基本方針及び業務の基準	14

# 杉並区立杉並芸術会館の管理に関する基本協定書

杉並区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク（以下「乙」という。）は、杉並区立杉並芸術会館条例（平成17年杉並区条例第52号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり、杉並区立杉並芸術会館（以下「本施設」という。）の管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、条例に定める設置目的に基づき、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、各種サービスの効果及び効率を向上させ、本施設を演劇、舞踊等の舞台芸術の創造及び発信並びに区民の文化活動の拠点とし、もって芸術文化の振興を図ることにあることを確認する。

（基本方針等）

第3条 乙は、次の各号に掲げる基本方針に基づいて第8条に定める本施設の運営管理業務及び芸術文化の普及振興事業に関する業務等（以下「本業務」という。）を実施するものとし、実施に当たっては、公共性、公平性の確保に努めるものとする。

- (1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。
  - (2) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業を実施する。
  - (3) 区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場を提供する。
  - (4) 地域の振興とまちづくりの視点を持って運営する。
  - (5) 区民との協働により施設を運営する。
- 2 芸術監督の設置及び芸術文化の普及振興事業の実施方針は次のとおりとする。
- (1) 芸術文化の普及振興事業の企画及び実施についての責任と権限を有する芸術監督を設置し、甲が任命する。
  - (2) 乙は、芸術監督と協議し、芸術監督の承認のもと、芸術文化の普及振興事業を企画し、実施する。
- 3 施設の運営管理方針は次のとおりとする。
- (1) 本施設の設置目的を最大限に実現することを目指し、適切な運営管理に努める。
  - (2) 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービス向上を図るとともに、経費削減等の効率的な運営に努める。
  - (3) すべての区民が文化活動の機会と場を得られるよう、区民の利用機会を十分に確保するとともに、施設の提供に当たっては、公平な取扱いに努める。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な立場に立って、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、本施設と管理物品からなる。本施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 乙の指定管理者としての指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 本業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 芸術文化の普及振興事業に関する業務
- (2) 施設の運営管理に関する業務
- (3) 施設並びに附帯設備及び備付器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務（大規模修繕を除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙3及び仕様書に定めるとおりとする。

(業務以外の営業活動の禁止)

第9条 乙は、第8条に掲げる業務以外の業務を行ってはならない。ただし、第49条に定めるものは除く。

(甲が行う業務の範囲)

第10条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可
- (2) 第16条第3項の規定により甲が実施する管理物件の修繕業務

(業務実施条件)

第11条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係法令等の遵守

乙は、本施設の管理運営にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び本業務に係る法令等の内容を遵守するものとする。

- (2) 個人情報の保護

ア 乙は、杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）の規定に基づき、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- (3) 情報公開

乙は、杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）の規定に基づき、情報の公開を行うために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (4) 環境への配慮

乙は、杉並区環境及びエネルギー管理取扱要綱の規定を遵守するものとする。

(5) 休館日等

休館日、開館時間、利用の手続等は、杉並区立杉並芸術会館条例施行規則（平成17年杉並区規則第129号。以下「規則」という。）で定めるところによる。

(6) 政治・宗教活動の禁止

乙は、本業務の実施に際し、政治・宗教活動を行ってはならない。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第12条 甲及び乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知により、第8条に定める本業務の範囲及び第11条に定める業務実施条件について、変更に関する協議を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

### 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、本施設に係る関係法令等、本協定及び杉並区立杉並芸術会館の管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）、仕様書、乙が甲に提出した提案書（以下「提案書」という。）及び事業計画に基づき本業務を実施するものとする。

2 本業務に関する解釈の基準は、基本協定書、年度協定書、仕様書、提案書・事業計画の順とする。

(職員の配置)

第14条 乙は、本業務を実施するため必要な資格および人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(第三者による実施)

第15条 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その委託又は請負に関する一切の責任を負うものとし、これに伴い発生する損害、費用等についても、乙が負担するものとする。

(管理物件の修繕等)

第16条 乙は、管理物件の修繕・工事等を行う必要が生じた場合は、事前に甲に申し出るものとする。

2 乙は、管理物件の改造、増築、移設、意匠の変更等を行う場合には、事前に甲に協議し承認を得るものとする。

3 管理物件の修繕は、1件につき百三十万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき百三十万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙の費用と責任において実施するものとする。

4 その他、前3項の規定に定めない修繕・工事等が発生した場合は、甲と乙の協議において決定するものとする。

(安全管理)

第17条 乙は、施設管理者を定めなければならない。

2 施設管理者は、法令に定める施設設備の点検を行わなければならない。

- 3 施設管理者は、前項の点検以外に自主的に点検を行い、事故の未然防止、事故発生時の被害軽減に努めなければならない。

(緊急時の対応)

- 第18条 乙は、本業務の実施に伴い、事故や災害等の緊急事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 2 甲及び乙は、事故等が発生したときは、協力してその原因を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

## 第4章 備品等の扱い

(備品)

- 第19条 甲は、本施設の備品(杉並区物品管理規則(昭和39年杉並区規則第18号。以下「物品管理規則等」という。)に規定するものをいう。)について、本業務の実施に必要な範囲で、乙に無償で貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。
  - 3 乙は、自己の責任と負担において、新たな備品を購入又は調達できる。その場合は、あらかじめ甲と協議し、承認を得なければならない。
  - 4 甲は、備品が経年劣化等により本業務の用に供することができなくなった場合は、乙との協議により、必要に応じて代替備品を購入又は調達するものとする。
  - 5 乙は、故意又は過失により備品を滅失又はき損した場合は、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。また、廃棄にかかる費用も同様とする。
  - 6 第3項及び第5項を除き、備品の廃棄にかかる費用は、甲の負担とする。

(消耗品)

- 第20条 乙が指定管理料で取得した消耗品(物品管理規則等に規定するものをいう。)については甲の所有とし、その使用及び保管は十分注意するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画)

- 第21条 乙は、毎年度甲が指定する日までに次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。
- (1) 本業務の実施に関する事項
  - (2) 第49条に規定する自主事業の実施に関する事項
  - (3) 利用料金収入及び管理経費等の収支見込に関する事項
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項
- 2 乙は、甲と協議のうえ事業計画書を変更することができる。

(事業報告)

- 第22条 乙は、毎会計年度終了後60日以内までに、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。
- (1) 本業務の実施状況に関する事項
  - (2) 第49条に規定する自主事業の実施状況に関する事項
  - (3) 施設等の利用状況に関する事項
  - (4) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が第44条、第45条又は第46条に基づいて、指定管理期間満了前において

乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に書面又は口頭による報告又は説明を求めることができるものとする。
- 4 前3項にかかる書面等の保管期間は5年とする。
- 5 乙は、3か月に一度、過去3か月間の業務内容を総括した四半期報を作成し、甲に提出するものとする。

(業務実施状況の確認)

第23条 甲は、前条の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を申し出ることができる。

- 2 甲は、本業務の実施状況等を確認するため、随時、本施設への立ち入りを申し出ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前二項の規定による申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

## 第6章 本業務の実施に係る評価及び改善勧告等

(運営に関する懇談会の設置)

第24条 甲は、芸術文化の普及振興事業及び施設運営の適正な遂行を図るため、「杉並芸術会館運営に関する懇談会」(以下「運営懇談会」という。)を設置する。

- 2 運営懇談会は、乙が行う事業、施設の運営全般に対して評価を行い、必要がある場合には、指定管理業務の改善について甲に意見を提出する。また、芸術監督の求めに応じて、芸術文化の普及振興事業に係る基本方針について、意見を述べることができる。
- 3 運営懇談会は、区民、学識経験者、文化団体関係者等で構成する。
- 4 運営懇談会の運営に関し必要な事務等については、別途定める。

(業務の質の確保)

第25条 甲は、基本協定、年度協定、仕様書及び事業計画に基づき提供する業務の質を確保するため、モニタリングを実施するものとする。

- 2 乙は、甲から第1項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(改善勧告)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合、甲は乙に対して業務の改善を勧告することができる。

- (1) 第23条及び第24条の規定に基づく評価等の結果、業務の改善が必要であると甲が認めた場合
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合
  - (3) 前2号以外で乙による本業務の実施状況が、本協定に規定する基準を満たしていないと甲が認めた場合
- 2 乙は、前項に定める勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

## 第7章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料の支払い)

第27条 甲は、本業務の実施の対価として、予算の範囲内で乙に対して指定管理料を支払う。ただし、芸術文化の普及振興事業の実施に要する経費については、経費の三分の一以内とする。

- 2 指定管理料の算定に当たっては、甲が定める利用料金収入見込額を控除する。
- 3 施設の利用料金収入が乙の責に帰すべき理由によらず著しく低額となる場合は、甲乙協議の上、指定管理料から控除する利用料金収入見込額を変更することができる。この場合の指定管理料については、この協議により定める。
- 4 指定管理料の金額及び支払方法は、年度協定に定める。

(指定管理料の変更)

第28条 甲又は乙は、指定期間中において、賃金水準、物価水準の変動等により、当初合意された指定管理料が不相当であると認めるときは、相手方に指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 指定管理料の変更の可否及び金額等については、前項の協議により定める。

(利用料金等収入の取り扱い)

第29条 条例第5条に規定する利用料金は、同条第4項の規定に基づき乙の収入とする。

- 2 前項に掲げる収入については、当該会計年度終了までは、甲の了解なくしては当該年度の収支計画以外の用途に充てることはできない。

(事業収入等)

第30条 乙が実施する芸術文化の普及振興事業に伴う収入(入場料、寄付金、企業協賛金、補助金その他の利用料金収入以外の収入)については、乙の収入とする。

(会計処理の原則)

第31条 乙は、本業務に係る経理事務を行うに当たり、本業務の経理区分を設けて他の経理区分と区別して処理しなければならない。

- 2 乙は、指定管理料の管理に当たっては、安全かつ適正に行わなければならない。
- 3 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の金融機関口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(指定管理料の流用の禁止)

第32条 乙は、指定管理料を本協定に定める業務以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(指定管理料の返還)

第33条 甲は、乙が甲の承認なく指定管理料を本協定に定める業務以外に使用し、又は偽りの報告をしたと知った場合は、乙に対して指定管理料の返還を命ずることができる。

- 2 甲は、乙が本業務に支出した経費が指定管理料を著しく下回るようになったときは、乙と協議の上、その一部の返還を求めることができる。
- 3 乙が実施した芸術文化の普及振興事業経費のうち、第27条第1項ただし書きにより甲が認めた経費が、甲が乙に支出した指定管理料に満たない場合は、その差額を甲に返還する。

## 第8章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第34条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めた場合は、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

2 乙の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したことにより、本業務の全部又は一部が実施できなかつた場合は、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用に相当する額を指定管理料から減額することができるものとする。

(一般的損害)

第35条 乙は、本業務の実施に伴い生じた損害についてその費用を負担する。ただし、施設及び設備の設計・構造上の原因によるもの等、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。

(第三者への賠償)

第36条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第37条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次に掲げるものとする。

(1) 特別区自治体総合賠償責任保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次に掲げるものとする。

(1) 指定管理者賠償責任保険及び芸術文化の普及振興事業の内の公演事業における損害を担保するための保険

(2) その他乙が必要と認める保険

(不可抗力発生時の対応)

第38条 不可抗力により、本業務の実施が困難な事態が発生した場合は、乙は、その事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第39条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が生じた場合は、乙は、その内容や程度の詳細について書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、損害状況等の確認を行った上で、乙との協議を行い、合理性の認められる範囲で当該費用を負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額に相当する額については、甲の負担に含まないものとする。

3 不可抗力の発生に起因して甲に生じた損害、損失及び増加費用については、甲が負担するものとする。

(不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)

第40条 不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなつたと認められるときは、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が前項により、本協定に定める義務を免れたときは、甲は、乙との協議の上、乙が当

該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する額を、指定管理料から減額することができるものとする。

## 第9章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第41条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、乙に対し、本協定の終了に先立ち、甲又は甲が指定する者による本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第42条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、管理物件を原状回復せずに、別途甲が定める状態で引き渡すことができるものとする。

(備品の扱い)

第43条 本協定の終了に際し、備品の扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、第19条第1項、第4項及び第5項に規定する備品については、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 第19条第3項の備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した備品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができる。

## 第10章 指定期間満了前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第44条 甲は、地方自治法第244条の2第11項の定めにより、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

(4) 乙から、自らの責めに帰すべき事由により、本協定締結の解除の申出があったとき。

(5) その他、甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議しなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じたときは、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定取消しの申出)

第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出

ることができる。

- (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他、乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第46条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができる。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用の負担については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第47条 第44条から第46条までの規定により本協定が終了した場合は、第41条、から第43条までの規定を準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りではない。

## 第11章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第48条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第49条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するにあたり、その実施条件等を別に定めることができるものとする。

(書面によることの原則)

第50条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾、命令、勧告及び取消しは、本協定に特別の定めがある場合を除き、原則として書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第51条 本業務に関し、その前提条件及び内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(責任の負担)

第52条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について、その責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第53条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第54条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月31日

甲 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 田 中 良

乙 杉並区成田西一丁目2番22号

特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク

理事長 牧 野 望

## 別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、杉並区立杉並芸術会館指定管理者業務仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、施設の設置目的に関する本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

## 別紙2 管理物件

### 1 施設の概要

- (1) 名称 杉並区立杉並芸術会館（愛称：「座・高円寺」）
- (2) 所在地 杉並区高円寺北二丁目1番2号
- (3) 敷地面積 1,649.26 m<sup>2</sup>
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
地上3階・地下3階建て
- (5) 施設規模 建築面積 1,107.86 m<sup>2</sup>  
延床面積 4,977.74 m<sup>2</sup>
- (6) 施設構成 ホールA（小劇場）、ホールB（区民ホール）  
ホールC（阿波踊りホール）、ホールD（けいこ場）3室  
楽屋、アーカイブカフェ 等

### 2 ホール等の規模、特徴

芸術文化振興の拠点施設としての役割を果たすために、本施設は以下に掲げる施設内容を組み込んでいる。利用目的の異なる各施設の円滑で有効な利用を可能にするために、防音、遮音にも配慮し、それぞれの独立利用を可能としている。

施設名	規模、席数等	施設の特徴
ホールA （小劇場） （通称：座・高円寺1）	○面積 440 m <sup>2</sup> ○客席 基本形状 238 席 （舞台のバリエーションにより） 244～316 席	舞台形式はブラックボックス形式。手動仮設床及び仮設可動パネルにより、舞台及び客席に可変性を持たせ、演目の内容に応じて舞台と客席のバリエーションを柔軟に変えられる。
ホールB （区民ホール） （通称：座・高円寺2）	○面積 330 m <sup>2</sup> ○客席 ・固定席 256 席 ・最大 298 席	舞台形式はエンドステージ形式。固定席を基本としながら、利用目的と内容に応じて手動により客席数の変化に対応が可能である。
ホールC （阿波踊りホール） （通称：阿波おどりホール）	○面積 160 m <sup>2</sup>	床はダンスなどにも使用できるフローリング仕様。壁面には鏡を備え、阿波踊りのほかダンスなどの練習にも活用できる。また、床面積に対して気積が大きいため、小規模なコンサートなどでの利用も可能である。
ホールD （けいこ場1） ホールD' （けいこ場2） ホールD'' （けいこ場3）	○面積 ・ホールD 150 m <sup>2</sup> ・ホールD' 66 m <sup>2</sup> ・ホールD'' 73 m <sup>2</sup>	Dは本格的な演劇の稽古ができる規模を確保し、D'とD''は少人数での練習その他の用途に柔軟に活用できる仕様としている。地下3階に設けることにより、騒音や利用時間、温度条件などの面で有利な配置となっている。
アーカイブカフェ （アーカイブの通称：演劇資料室）	○面積 アーカイブ 32 m <sup>2</sup> カフェ 150 m <sup>2</sup> （厨房含む）	アーカイブは開放的なカフェと繋がる空間としている。さまざまな事業へ活用できる機能とスペースを備える。
楽屋	○部屋数 ・ホールA用 4 室 ・ホールB用 2 室	ホールA及びホールBの利用関係者のための楽屋である。ホールA用には規模のバリエーションをもたせ、演劇等の公演内容や人数等に合わせた利用が可能である。

作業場 1 作業場 2 効果音・ 映像製作室	○面積 ・作業場 1 64 m <sup>2</sup> ・作業場 2 49 m <sup>2</sup> ・音響・映像作業室 14 m <sup>2</sup>	ホールAの活用に係る企画、準備、稽古、映像・音響の制作・編集などを行う機能を備える。それぞれには、搬入エレベーターにより地上階から容易に荷物を運び込むことが可能である。 また、練習、集会及び教育普及活動等さまざまな活動を行うことを目的としたワークショップにも活用できる。
パブリックスペース	エントランスロビー、地下2階ロビー	
その他	事務室、トイレ、駐車場、自転車駐車場など	

### 3 管理物品

本施設の附帯設備及び備付器具

(杉並区物品管理規則(昭和39年杉並区規則第18号)に規定するもの)

※ 詳細については備品台帳を参照のこと

## 別紙3 基本方針及び業務の基準

### 1 管理の基本方針について

本施設は、演劇、舞踊等の舞台芸術を創造し、発信するとともに、区民に対し、多様な文化活動の場と機会を提供することを通じ、地域に根ざした芸術文化活動の拠点施設となる役割を有している。この役割を果たすために、以下のような基本方針で本施設を管理する。

#### (1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

優れた舞台芸術をつくり出して、広く内外に発信することにより、日頃、演劇や舞踊などの舞台芸術に接する機会の少ない区民に、鑑賞の機会を持ってもらうとともに、舞台芸術に対する関心を引き起こし、愛好者の拡大と舞台芸術の振興に貢献する。

#### (2) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業を実施する。

将来の舞台芸術を担っていく子どもたちをはじめ、全ての年代の区民を対象として、演劇など舞台芸術を中心に芸術文化への理解と見識を育むための教育的事業などを多面的に実施することで、新しい文化活動を杉並区に生み出し、発展させていくための事業展開を図る。

#### (3) 区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場を提供する。

杉並区では、世代を超えて、多くの人々が多様な文化活動を展開している。こうした区民の文化活動のニーズに応えるとともに、地域のさまざまな文化・芸術活動の創造と発信のための活動を支援するために、区民自らが文化活動に参加し、交流しあう場を提供する。

#### (4) 地域の振興とまちづくりの視点を持って運営する。

本施設の運営は、まちづくりと密接に関わっており、地域振興に重要な影響を与えるものである。従って、指定管理者としても、まちの一員としての自覚を持ち、阿波踊りの盛んな高円寺地域の個性と結びつけた文化の創造と発信を行うとともに、地域の賑わいの創出など、地域振興の視点を持って施設を運営する。

#### (5) 区民との協働により施設を運営する。

本施設が、地域に根ざした芸術文化の拠点施設となるためには、区民に愛され親しまれる施設となるとともに、区民の多様な意見が反映された運営が必要である。そのため、区民参画の機関として運営懇談会を設けるとともに、様々な場面での区民との連携に努め、区民との協働を進める視点を持って施設を運営する。

### 2 芸術監督の設置

舞台芸術の創造と発信という本施設の役割を十分に発揮するために、芸術文化普及振興事業の企画及び実施についての責任と権限を有する芸術監督を設置する。

#### (1) 芸術監督は任期制とし、甲が選任する。

#### (2) 芸術監督は、芸術文化の普及振興事業に関する基本方針及び事業計画を定めるとともに、乙に対し、優れた舞台芸術の創造と発信を始めとする様々な芸術文化の普及振興事業が効果的に実施されるよう、適切な指導・助言を行う。

#### (3) 乙は、芸術監督と協議し、その承認を受けながら、芸術文化の普及振興事業を実施する。

#### (4) 芸術監督の任期、役割等については、別途定める。

### 3 芸術文化の普及振興事業に関する業務の基準

#### (1) 演劇、舞踊などの優れた舞台芸術の鑑賞事業を企画し実施する。

① 乙自らが企画し、実施する公演を年に数回実施する。

② 区民ニーズの高い舞台芸術団体等の招聘に努める。

#### (2) 芸術文化の普及・向上を図るための情報の発信と提供及び教育事業を企画し実施する。

- ① 区民が舞台芸術をはじめとする芸術文化に接し、自ら創造活動に参加する環境を築き、発展させるための教育・啓発事業を実施する。
  - ② 「アーカイブカフェ」を活用するとともに、インターネットなどの多様なメディアを利用し、演劇資料などの芸術文化活動に関する情報収集と発信を行う。
- (3) 区民等が行う多様な芸術文化活動を支援し、促進するために活動の場や機会を提供する。
- ① 全ての区民が等しく文化活動の機会と場を得られるように配慮しながら、区民が行う主体的な文化活動の場を提供する。
  - ② 区民等の自主的な文化活動への支援や交流を促進する事業を実施する。

#### 4 施設の運営管理に関する業務の基準

##### (1) 休館日、開館時間等

- ① 原則として、年末年始（12月29日～1月3日）以外、休館日は設けない。ただし、乙の提案により施設の保守点検等施設の安全性を確保するなど、施設の運営上必要があると甲が認めるときは、館内整理日又は臨時休館日を設けることができる。
- ② 開館時間は原則として午前9時から午後10時までとするが、乙の提案により事業の実施の都合や区民ニーズへの対応などの必要があると甲が認めるときは、開館時間を延長することができる。

##### (2) 主な施設の運営基準

施設名	貸出し及び活用等に当たっての基準
ホールA (小劇場) (通称： 座・高円寺1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主として、演劇、舞踊等の優れた舞台芸術の公演を行うとともに、さまざまな舞台構成が可能である可変式ホールとしての特性と機能を活かした芸術文化の普及振興事業の場として活用する。</li> </ul>
ホールB (区民ホール) (通称： 座・高円寺2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民等が行う文化・芸術活動や集会、発表会、講演会などの場として貸し出す。</li> <li>・ 他の公共施設との整合性を図るために、区の公共施設予約システム（「さざんかねっと」）に接続し、当該システムによる貸出しとする。</li> </ul>
ホールC (阿波踊りホール) (通称： 阿波おどりホール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿波踊り団体の練習場としての利用を優先する。</li> <li>・ 阿波踊りの練習として利用しない日及び時間帯には、一般貸出しを行う。</li> <li>・ 貸出しに際しては、「さざんかねっと」との整合性に配慮しつつも、防音機能に優れたホールとしての特徴を活かし、多様な区民ニーズに応える視点から、柔軟な区民利用の方法を工夫する。</li> </ul>
ホールD (けいこ場1) ホールD' (けいこ場2) ホールD'' (けいこ場3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 演劇、舞踊等の練習用としての利用を優先する。</li> <li>・ 練習用として利用しない時間等については、舞台芸術の普及振興事業の場として活用する。</li> <li>・ 上記以外の空き時間等について、区民への一般貸出しを行う。</li> </ul>
アーカイブカフェ (アーカイブの 通称：演劇資料室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アーカイブは、演劇、舞踊等の関係図書や資料の保存、公開など、舞台芸術等の情報を収集し、保存し、提供する。</li> <li>・ カフェを運営する。</li> <li>・ カフェのスペースは、アーカイブの図書や資料の閲覧や、芸術文化普及振興事業等にも活用する。</li> </ul>

##### (3) 施設利用の手続等

本施設の利用に関し、「(2) 主な施設の運営基準」を踏まえ、以下の業務を行う。

- ① 施設等の利用申込の受付及び利用の承認又は不承認を行うこと。
- ② 利用の承認を取り消すこと、利用を停止すること、又は利用条件を変更すること。
- ③ 施設等を利用する上での必要な情報提供・助言を行うこと。
- ④ 利用者及び利用団体が利用する際の安全確保に万全を期すること。

- ⑤ 上記業務を遂行するために必要な人員及び専門スタッフを配置すること。
- (4) 利用料金の徴収等
  - 乙は、条例及び規則に規定する範囲で、利用料金の徴収等を行う。
    - ① 条例及び規則に定める利用料金を利用者から徴収すること。
    - ② 条例第6条に基づき、利用料金を減額又は免除すること。
    - ③ 条例第7条に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。
- (5) 安全管理
  - ① 災害や事故が発生した場合の、利用者や客などの安全確保のための対応を行う。
  - ② 防災訓練・避難訓練などを計画的に実施するなど、災害対策や事故の防止等を行う。

## 5 施設等の維持管理に関する業務の基準

乙は善良な管理者の注意をもって、安全・衛生・機能の確保がなされるよう、以下のとおり施設等の適切な維持管理を行うものとする。

また、設備の故障等の緊急時には迅速に対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

### (1) 施設及び設備の保守管理に関する業務

#### ① 建物の保守管理

仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。

#### ② 建築設備の保守管理

自動ドア、昇降機設備、シャッター等の日常点検、法定点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持する。

#### ③ 舞台関係設備の保守管理

舞台機構、舞台照明及び舞台音響について定期点検等を行い、その性能を維持するよう努める。

#### ④ 備品等の保守管理

##### (ア) 備品

- ・ 施設の運営に支障をきたさないよう、舞台備品、事務備品それぞれについて、管理（大型備品については保守点検も含む）を行う。

- ・ 破損、不具合等が発生したときには、速やかに甲に報告する。

##### (イ) 消耗品

- ・ 施設の運営に支障をきたさないよう、必要な舞台消耗品、事務用消耗品を適宜購入し、管理を行う。不具合の生じたものに関しては、随時更新を行う。

### (2) 施設的环境維持管理に関する業務

#### ① 清掃業務

施設的环境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行う。

##### (ア) 業務内容

日常清掃及び定期清掃を適切な業務計画に基づき実施し、床や壁、ガラス、照明器具その他施設内の各所ごとに、ごみ、ほこり、汚れがない状態を維持する。

##### (イ) 留意事項

貸出し対象施設の清掃時間等については、施設利用者等の妨げにならないように配慮する。また、ごみ処分についても、周辺環境に配慮しながら適切に行う。

#### ② 保安警備業務

施設における事故や犯罪、火災等の災害の発生を警戒、防止し、施設利用者の安全を確保するとともに、施設・設備等の保全を図るため、保安警備業務を適切に行う。

#### ③ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努める。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに甲に報告するとともに、必要な修繕

を行う。

6 その他の業務

乙は、上記3から5に掲げる業務のほか、以下に掲げる業務を行う。

(1) 関係機関等との連絡調整など

① 甲との連絡調整のための会議、打合せ等を定期的に又は随時行う。

② その他必要に応じて、甲又は関係機関等との連絡調整を行う。

(2) 自己評価の実施

乙は、業務の質と利用者への適切なサービスの向上を図るため、利用者からのアンケート実施等意見聴取を行うとともに、定期的に自己評価を実施し、結果を速やかに甲に報告し、今後の業務に反映させるよう努めるものとする。

(3) 甲に対する必要な資料、報告の提出

(4) その他本業務に必要な関係業務

杉並芸術会館の今後の運営の方向性について

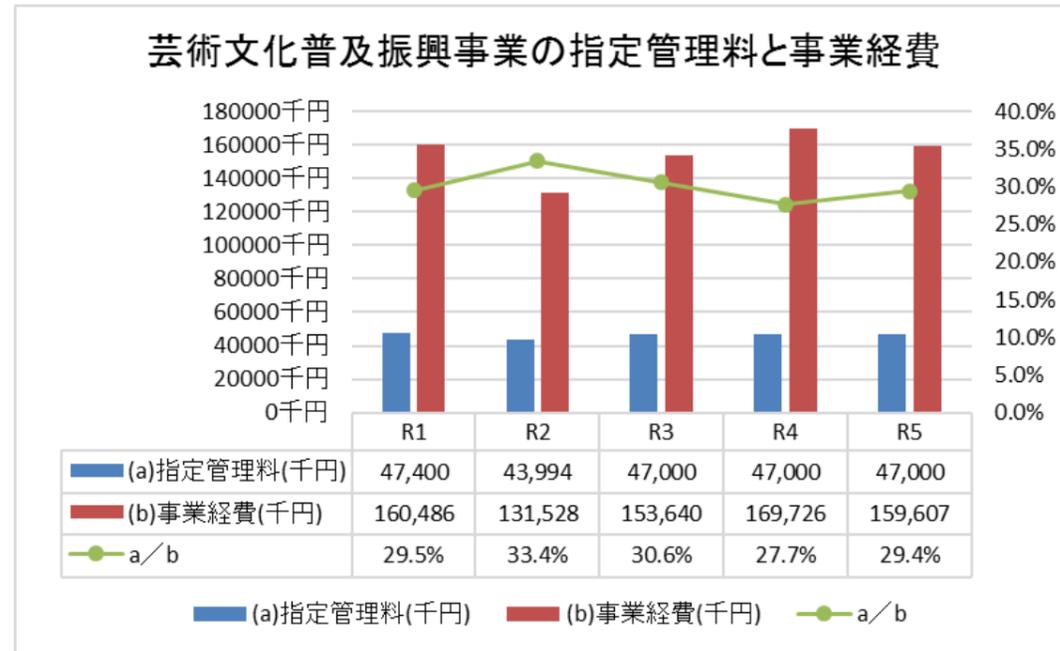
1 これまでの取組の評価（過去の審議会等の意見）

項目	主な意見(○評価できる点、●改善すべき点)
<p>運営基本方針 (1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供</p>	<p>○座・高円寺1の主催公演は、全体として作品の質が高い点が評価できる。今後も、芸術監督による提案・助言の下、多世代を対象に優れた舞台芸術を提供する場となる運営を図っていくべきと考える。</p> <p>○「座・高円寺ダンスアワード」は、若者にチャンスを与える機会として良い取組である。また、「世界をみよう！」や「劇場へいこう！」も評価が高い。</p> <p>○座・高円寺1での公演は、若い劇団等のステータスとなっており、今後も提携公演枠を活用してこれらの劇団にチャンスを与えることができる運営に努めてもらいたい。</p> <p>●若い劇団等のチャンスを広げるためには、提携公演のうち公募公演の枠を拡大することも有効ではないか。</p> <p>●今後は、公共劇場としての価値を高める観点から、時代の変化に応じた公共性や社会性を考慮した作品を充実していく必要がある。</p>
<p>運営基本方針 (2) 区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場の提供</p>	<p>○会館では、座・高円寺1で行う主催・提携公演により優れた舞台芸術を提供する一方、座・高円寺2と阿波おどりホールを区民等に貸し出し、多様な文化活動等の場を提供している。このように施設内スペースの役割を明確化し、効率的・効果的に運営している点は、評価できる。</p> <p>○座・高円寺2と阿波おどりホールの区民利用率は過去5年間平均で80%、97%と高く、多くの区民等のニーズに対応している。</p> <p>●区民等の施設利用者に対しては、より丁寧な接客を目指していくと良い。</p>
<p>運営基本方針 (3) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業の実施</p>	<p>○「劇場へいこう！」や「絵本の旅@カフェ」などの子どもたち向けの事業を毎週継続して行っていることは大変素晴らしい。こうした事業の中で、若い芸術家が子どもに教えている点も評価できる。</p> <p>○子ども向けの作品を上演している劇場は多いが、会館では、子どもと保護者、教育関係者の視点に立った事業を行っているように見受けられ、特長的である。</p> <p>○「芸術鑑賞教室」は、各家庭の経済状況に関わらず全員が鑑賞できる。また、児童にチケットを用意し、スタッフがもぎりを行い、実際の公演と同様の体験ができる工夫もある。さらに、質が高く、美的センスがあり、哲学的なものを子どもに観せている。海外の作品は初演だと日本人の感覚とずれてくるところがあるが、それを芸術監督が上手く調整している。</p> <p>○「劇場創造アカデミー」で学んだ者が俳優や劇場スタッフとなっている点は、劇場法に定める人材育成を具現化した取組として評価できる。</p> <p>○戯曲等の舞台芸術関係資料を7,000冊以上保存し後世に引き継いでいる点は、評価できる。</p> <p>●今後は、中・高校生をターゲットとした事業（演劇部への指導・助言、主催提携公演への招待等）への配慮があると良い。</p>
<p>運営基本方針 (4) 地域の振興とまちづくりの視点を持った運営</p>	<p>○劇場法において、劇場は舞台芸術公演のみならず、+αの取組(地域における実演芸術の振興や学校教育との連携等)が求められており、会館が地域を巻き込んだ運営と子どもの居場所づくりに関する取組を行っていることは高く評価できる。</p> <p>○会館は、高円寺四大まつりの運営・広報協力や関連展示などを通じて地域に貢献している。この間も、高円寺演芸まつりでは、劇場スタッフからの出演候補者の情報提供により公演の質が高まった。東京高円寺阿波おどりについても、コロナ禍で屋外公演が中止となる中で、座・高円寺1での提携公演を行うなど、地域に根差した協力関係があることを心強く思っている。</p>
<p>運営基本方針 (5) 区民との協働による施設運営</p>	<p>○「杉並芸術会館に関する運営懇談会」及び「『座・高円寺』地域協議会」は、いずれも地域と会館をつなぐとともに、より良い運営を図るための仕組みとして有効である。</p> <p>●上記の懇談会と協議会については、今後の委員構成（公募やジェンダーバランス等）への配慮があると良い。</p>

## 2 芸術文化普及振興事業の指定管理料について

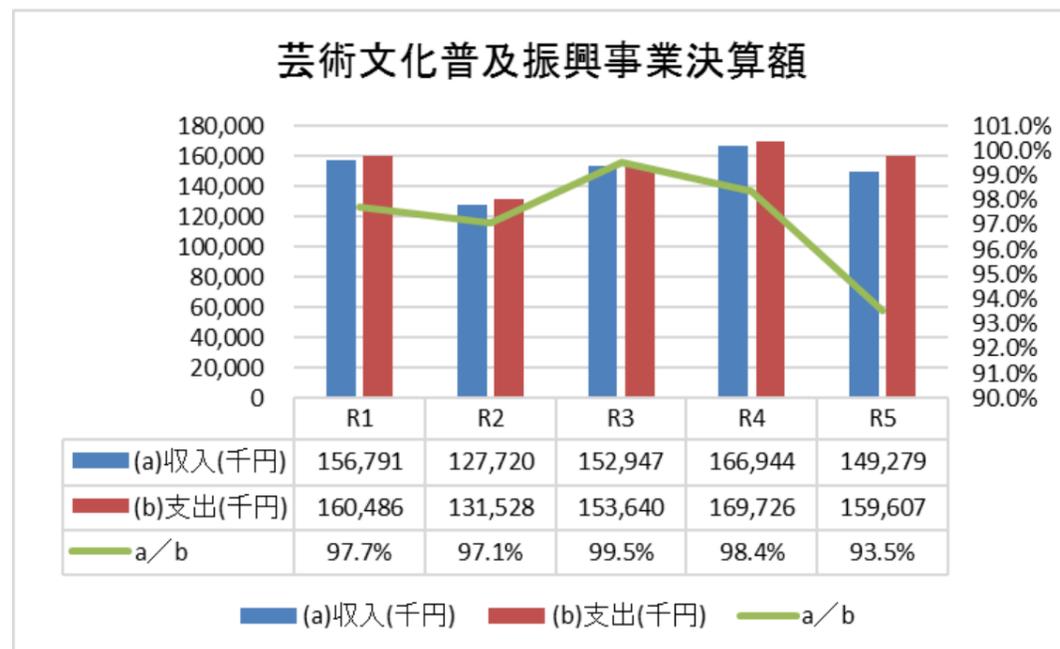
### (1) 過去5年の指定管理料と事業経費

下のグラフの事業経費と指定管理料の差額分を指定管理者が財源確保している。



※R2：指定管理料が事業経費の3分の1を超えているのは、基本協定書に基づく指定管理料の返還(約500万円)により、消費税が減額されたことによる。

### (3) 収支決算



### (2) 過去5年の収入内訳

